

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

児童相談所における要保護児童等の援助事例の
実態に関する調査研究

報告書

令和5（2023）年3月

有限責任監査法人トーマツ

目次

第1章	事業要旨	1
第2章	事業概要	2
1	事業の背景と目的	2
2	事業の内容	2
(1)	検討会の設置・開催	3
(2)	児童相談所へのアンケート調査	4
(3)	補足的ヒアリング調査	4
(4)	調査結果を収載した報告書の完成	4
第3章	児童相談所を対象にしたアンケート調査	5
1	目的	5
2	調査概要	5
(1)	アンケート調査の対象者	5
(2)	調査の時期	5
(3)	調査の方法	5
(4)	調査構成	5
(5)	調査項目	7
(6)	分析方法	10
3	結果	10
(1)	回答者及び施設情報	11
(2)	援助事例数調査パート	11
(3)	ケースワーク調査パート	17
4	まとめとさらなる分析・考察	38
(1)	事例数から見る児童相談所における援助事例のアウトライン（「身体的虐待」事例、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に焦点化したもの）について	38
(2)	分析対象について	39
(3)	アンケート調査で収集した援助事例（「身体的虐待」、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」について—虐待の背景等の考察—	41
(4)	ストレングスの考察	45
第4章	補足的ヒアリング調査	49
1	目的	49
2	調査概要	49
(1)	補足的ヒアリング調査の対象者	49
(2)	調査の方法	49
(3)	調査項目	49
第5章	総合考察	51
第6章	成果の公表方法	54
第7章	資料編	55

第1章 事業要旨

本事業は、重大事案の発生を未然に防ぐために有効なリスク評価のあり方や対応、重大事案が発生した際の対応等に関する示唆を得ることを目的として、主に2つの観点から児童虐待事例への児童相談所の対応実態について調査した。すなわち、①児童相談所が対応した児童虐待事例の背景にある「虐待に至る要因」を把握・整理する、②児童相談所の対応内容（児童虐待に至る要因や当該ケースにおけるストレングスをもとにしながら児童相談所が行った対応内容）について把握・整理する、の2点である。なお、本事業のアンケート調査は、「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に焦点を当てている。

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②アンケート調査、③補足的ヒアリング、④報告書の作成といった4つの活動を行った。

アンケート調査は、全国の児童相談所に回答を依頼し実施した。アンケート調査は、「〈1〉回答者及び施設情報」、「〈2〉援助事例数調査パート」、「〈3〉ケースワーク調査パート」の3つのパートからなり、「〈2〉援助事例数調査パート」では、当事業で調査対象とする児童虐待事案のアウトラインを理解するための質問を設けた。また、「〈3〉ケースワーク調査パート」では、調査票にて提示した条件にあてはまる援助事例について、実施した対応（ケースワーク）を詳細に訊ねる質問を設けた。

さらに、アンケート調査を補足する位置づけで、補足的ヒアリング調査も実施した。

アンケート調査の結果と補足的ヒアリング調査により得られた情報を踏まえ、児童相談所が対応した児童虐待事例の背景にある「虐待に至る要因」、児童相談所の対応内容（児童虐待に至る要因や当該ケースにおけるストレングスをもとにしながら児童相談所が行った対応内容）について考察し、とりまとめた。

第2章 事業概要

1 事業の背景と目的

全国の児童相談所における虐待相談対応件数は年々増加傾向にある。令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は207,660件（対前年度比+1.3%、2,616件の増加）で、過去最多¹となった。

児童相談所での虐待相談の内容について令和3年度のデータを見ると、心理的虐待の割合が最も多く全体の60.1%、次いで身体的虐待の割合が多く全体の23.7%となっており、その後、ネグレクトが全体の15.1%、性的虐待が全体の1.1%と続いている¹。

児童虐待事例の中でも死亡事例等の重大事案については、これまで、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において、当該事例の対応の検証並びに再発防止に向けた取組の検討が行われてきている。

他方、児童相談所や市区町村が相談・援助等の支援をしている事例は、死亡事例等の重大事案以外にも多岐に渡るが、それらの事例について、福祉行政報告例による事案件数等の集計データは整理されているものの、虐待に至った原因や対応状況を含め、検証や分析が十分になされていない状況がある。

よって、本事業は、重大事案の発生を未然に防ぐために有効なリスク評価のあり方や対応、重大事案が発生した際の対応等に関する示唆を得ることを目的として、2つの観点から児童虐待事例への児童相談所の対応実態について調査する。すなわち、①児童相談所が対応した児童虐待事例の背景にある「虐待に至る要因」を把握・整理する、②児童相談所の対応内容（児童虐待に至る要因や当該ケースにおけるストレスをもとにしながら児童相談所が行った対応内容）について把握・整理する、の2点である。

2 事業の内容

本事業においては、①検討委員会の設置・開催、②アンケート調査、③補足的ヒアリング調査、④報告書の作成といった4つの活動を行った。以下、番号順に活動を説明する。

¹ 厚生労働省資料（<https://www.mhlw.go.jp/content/001040752.pdf>）

(1) 検討会の設置・開催

児童相談所の活動の実態や児童虐待事案への対応等の知見を有する学識経験者及び自治体職員、計6名で構成する検討委員会を設置し、会議を年3回実施した。

検討委員会では、アンケート調査計画の検討や結果に関する議論等を行った。図表1に検討委員会の委員名簿を掲載する。

図表 1 検討会委員名簿（敬称略（委員は五十音順））

<委員>	
新 昶 晃子	大阪府中央子ども家庭センター次長兼 相談対応第一課課長
有 村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部福祉援助学科准教授
川 本 出	広島県東部子ども家庭センター相談援助第二課相談援助係 係長
澁 谷 昌史（委員長）	関東学院大学社会学部教授
瀧 本 康二	神奈川県中央児童相談所子ども支援第二課課長
八 木 安理子	同志社大学心理学部客員教授
<オブザーバー>	
厚生労働省	子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室
<事務局>	
有限責任監査法人トーマツ	

検討委員会の開催概要を以下に示す。

図表 2 検討会の開催概要

第 1 回検討委員会

○日程：2022 年 11 月 18 日 15:00～17:00

○議題：

- ・ 開催挨拶（厚生労働省より）
- ・ 「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」検討委員会委員紹介
- ・ 「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」事業概要及び検討委員会の位置づけについて
- ・ アンケート調査について
- ・ 全体スケジュールについて

第 2 回検討委員会

○日程：2023 年 2 月 21 日 17:00～19:00

○議題：

- ・ アンケート調査結果について
- ・ 補足的ヒアリング調査について
- ・ アンケート調査のさらなる分析について

第 3 回検討委員会

○日程：2023 年 3 月 23 日 10:00～12:00

○議題：

- ・ アンケート調査のさらなる分析結果について
- ・ 結果からの考察について
- ・ 事業実施報告書について

(2) 児童相談所へのアンケート調査

重大事案の発生を未然に防ぐために有効なリスク評価のあり方や対応、重大事案が発生した際の対応等に関する示唆を得ることを目的として、児童虐待事例への児童相談所の対応実態について調査した。

詳細については、「第 3 章 児童相談所へのアンケート調査」を参照されたい。

(3) 補足的ヒアリング調査

アンケート調査におけるケースワーク調査パートで得られた内容について、理解を深めるために、アンケート調査に協力いただいた自治体から補足的にヒアリング調査を実施した。

実施内容については、「第 4 章 補足的ヒアリング調査」を参照されたい。

(4) 調査結果を収載した報告書の完成

アンケート調査結果を補足的ヒアリング調査の内容を参考にしながら再検討し、検討委員会での最終協議を経て、調査研究報告書にまとめ、公開した。

第3章 児童相談所を対象にしたアンケート調査

1 目的

重大事案の発生を未然に防ぐための有効なリスク評価のあり方や対応、重大事案が発生した際の対応等に関する示唆を得るため、児童虐待事例への児童相談所の対応実態について下記の2つの観点で調査した。

- ① 児童相談所が対応した児童虐待事例の背景にある「虐待に至る要因」を把握・整理する。
- ② 児童相談所の対応内容（児童虐待に至る要因や当該ケースにおけるストレングスをもとにしながら児童相談所が行った対応内容）について把握・整理する。

2 調査概要

(1) アンケート調査の対象者

アンケートは、全国の児童相談所（228所）に対して実施した。

(2) 調査の時期

調査実施時期は2022年12月20日（火）～1月13日（金）である²。

(3) 調査の方法

電子メールによるアンケート調査を実施した。具体的には、厚生労働省担当課から調査対象（各児童相談所を所管する部門を経由）に対して、調査票（電子媒体）を電子メールに添付して送付。調査票ファイルを受け取った担当者に、調査への回答と回答入力済の調査票ファイルを電子メールに添付して当法人宛（本事業アンケート調査専用メールアドレス）に提出することを求めた。なお、本調査への回答には児童相談所の対応を把握している方（管理職、SV、ケース担当者のいずれか）に回答を依頼した。

(4) 調査構成

本事業のアンケート調査は、「〈1〉回答者（児童相談所）と施設の情報（以下、「回答者及び施設情報」とする。）」「〈2〉貴児童相談所が対応した要保護児童等の援助事例数について（以下、「援助事例数調査パート」とする。）」「〈3〉個別の援助事例について（以下、「ケースワーク調査パート」とする。）」の3部構成にて設計した。

² 調査期間後に回収したアンケート回答も集計に含めた。

各パートで確認すべき内容に合わせ、収集する調査対象をそれぞれ設定した。下記に、各調査パートの確認点と調査対象を示す。

図表 3 各調査パートの確認点と調査対象

〈1〉 回答者及び施設情報	
【確認点】 回答者（児童相談所）の基本的な情報	【調査対象】 令和3年度及び現時点（調査実施時である2022年12月の時点）の状況
〈2〉 援助事例数調査パート	
【確認点】 調査対象となる事例の概観	【調査対象】 令和2年度の虐待相談対応件数とその内数
〈3〉 ケースワーク調査パート	
【確認点】 条件に沿って抽出した個別ケースの基本情報と、当該ケースに対して児童相談所が行ったケースワーク（虐待に至る要因やリスク要因、ストレングスの評価等）	【調査対象】 3つの条件（以下①から③）に該当する個別ケースの状況及び児童相談所が行ったケースワーク内容 ※回答は最大3ケースまでとした ■ 個別ケースの抽出条件 ① 令和元年度以降に受理した虐待相談事例のうち、「身体的虐待」事例または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」に該当する事例。 ② ①のうち、現時点（調査実施時である2022年12月の時点）までに、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、在宅指導を経て、終結に至った事例。ただし、「死亡・移管・満年齢到達により終結した事例や、児童相談所の介入・支援とは関係なく保護者等の不和を理由とした別離等による家庭環境の変化で改善・終結に至った事例」は除く。 ③ ①及び②のうち、受理時の子どもの年齢が6歳以下であった事例。

特に「ケースワーク調査パート」は、短い事業実施期間の中で出来る限り分析や考察を深めることを目指し、対象を絞って実施した。具体的には、「家庭内で発生する身体的虐待事例、かつ、一時保護後に家庭復帰し、在宅指導を経て終結に至った事例、かつ、通告時の子どもの年齢が6歳以下の事例」に対象を絞っている。理由としては、以下が挙げられる：

- ・ （身体的虐待を対象とした理由）身体的虐待が、死亡事例や重大事例に直結する

場合の多い、リスクの高い虐待事案であるため。さらに、先行調査³においては、児童虐待事例のうち、死亡や重大事案に至る事例の多くは、低年齢の事例が占めることが示されているため。

- ・（ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置を対象とした理由）家庭内で発生する身体的虐待には、実母や実父といった血縁関係のある保護者が加害者となる場合の他、養母・養父といった血縁関係のない保護者が加害者となる場合、内縁関係にある妻や夫が加害者となる場合もあり、その属性の違いによって、ケースの状況や児童相談所による介入の結果に違いがあるかを確認するため。なお、調査対象のアウトラインを把握するための「援助事例数調査パート」においても同様に、児童虐待事案のうち、「身体的虐待」事例または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例の内訳を、主に確認している。
- ・（条件に一時保護を実施したケースを加えた理由）一時保護を実施する必要のない軽微なケース（児童相談所の介入をあまり必要としないと考えられるケース）、あるいは、何等かの理由で一時保護が実施できないケースを除き、通告受理から終結に至るまで、児童相談所の一連の介入がなされたケースの変化を捉えようとしたため。なお、このアンケート調査では、「一時保護が必要となる程にリスクの高いケースであったが、児童相談所が介入したことで、家庭復帰に至り、その後、在宅指導を経て終結に至った事例」を、「死亡事例や重大事例に至ることを回避できた好事例」として捉えることとした。
- ・（条件に通告時の子どもの年齢（6歳以下）を加えた理由）出来るだけシンプルに児童相談所の介入によるケースの変化を捉えるため。子どもの年齢が低い場合、家庭内で様々なケアが必要となる年齢層であるため、虐待が子どもや子どもの生活に直接的な影響を与えやすいと考えた。また、年齢が上がるにつれて子ども自身が自我や意志を認識し表現できるようになることから、ケースワークの進行に多くの要因が関係してくるものと考え、年齢を下げることとした。

（5） 調査項目

アンケート調査において、「〈1〉回答者及び施設情報」では児童相談所の基本情報についての質問項目を用いた。「〈2〉援助事例数調査パート」では児童虐待相談対応件数についての質問項目を用いた。「〈3〉ケースワーク調査パート」では、条件に該当した個別ケースの属性情報と共に、ケースワーク内容について訊ねる内容とした。

なお、「〈3〉ケースワーク調査パート」では、特に児童相談所の職員がケースワー

³ 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第18次報告)」(厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)

クを行う際にどのような判断がなされているかに着目し、個別ケースにおいて虐待の「リスク要因」として、援助方針決定時と終結時の2時点で認識したものが回答されるようにし、リスク要因の有無や、支援経過によるリスク要因の変化を捉えることが出来る質問設計とした。また、個別ケースに見られた特徴（ストレングスや強み。以下、「ストレングス（STR）」とする。）についても同様に、援助方針決定時と終結時の2時点において、その有無や、支援経過による変化を捉えることが出来る質問設計とした。なお、援助方針決定時と終結時の2時点について、回答者の負担を考慮し、情報収集がある程度完了してケースの見立てが総合的に行えるステージとして「援助方針決定時」を「支援前」の状態を示すもの、「終結時」を「支援後」の状態を示すものとして本調査では選定した。

各調査パートでは、質問事項に合わせた定量データおよび定性データを得るための質問を用いた。以下に各パートのアンケート調査項目を示す。

図表 4 「〈1〉回答者及び施設情報」におけるアンケート調査項目

質問 1	児童相談所名、設置自治体、ご担当者のお名前、連絡先
質問 2	管内人口 (R4. 4. 1)、管内の年間出生数 (R3 年度)、児童虐待相談の対応件数 (R3 年度)、職員数 (総職員、児童福祉司、SV、児童心理司)

図表 5 「〈2〉援助事例数調査パート」におけるアンケート調査項目

質問 3	児童虐待相談対応件数（令和2年度） ○ うち「身体的虐待」事例に該当する件数 - または ○ うち「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に該当する件数 ○ 「身体的虐待」事例に該当する件数、または「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に該当する件数のうち一時保護をした件数、及び、一時保護をしなかった件数 ■ 一時保護した件数のうち一時保護後に家庭復帰した件数 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、家庭復帰と同時に終結した件数（在宅指導なし） ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰→在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した件数 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰→在宅指導→終結件数 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰→在宅指導→係属中（未終結）の件数 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰した事例で上記以外のもの ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰と同時に終結した件数（在宅指導なし） ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した件数 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導→終結件数
------	---

	➤ うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導→係属中(未終結) ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置が採られた後に家庭復帰した事例で上記以外のもの ■ 一時保護した件数のうち一時保護後に家庭復帰していない件数 ➤ うち一時保護中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した事例 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置が採られ、当該措置中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した事例 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置が採られ、現在も継続中の事例 ➤ うち一時保護後に施設入所等の措置を経てその解除と同時に終結した事例（親族里親の場合等で、保護者のいる元いた家庭に返さず終結した事例等） ➤ うち上記以外で一時保護後に家庭復帰していない件数 ○ 一時保護をした事例のうち、在宅指導中に再通告があり虐待の再発が確認された件数 ○ 一時保護をした事例のうち、在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置を採った件数
--	--

図表 6 「〈3〉ケースワーク調査パート」におけるアンケート調査項目

(1)	事例の概要 1) ケースの経緯（受理日、一時保護日、家庭復帰日、終結日） と当時の子どもの年齢 2) 一時保護の同意の有無 3) 通告元 4) 子どもの性別 5) 主たる虐待者・加害者 6) 一時保護実施時に同居していた保護者
(2)	「リスク要因」として認識したもの(①援助方針決定時、②終結時という 2 つの局面) (A) 子どもに見られる事項 (B) 保護者に見られる事項 (C) その他（世帯の状況、地域との関係等）
(3)	当該事例で行った支援や終結に関する事項について 1) 実施した支援 2) 家庭復帰の段階で当該ケースにおける課題はどの程度解消されていたか 3) 終結までに虐待再発による一時保護を 2 回以上行ったか 4) 当該ケースにおいて見られた特徴（ストレングスや強み）（①援助方針決定時、②終結時という 2 つの局面） (A) 経過について (B) 子どもについて (C) 保護者について (D) 家庭復帰について (E) 市区町村との連携について (F) 地域について 5) 4) で回答した変化が起きた理由としてあてはまるもの 6) 最終的に終結に至ることのできた主たる要素 ①虐待の背景に関する見立て ②当該ケースにおける「強み」

	③関係機関との役割分担 ④児童相談所の行った対応内容
--	-------------------------------

(6) 分析方法

本アンケート調査では、各パートにおいて得られた定量データおよび定性データについて集計や分析、考察を行った。

- ・ 「〈1〉回答者及び施設情報」に関して
定量データの単純集計により、回答施設の概要を把握した。

- ・ 「〈2〉援助事例数調査パート」に関して
定量データの単純集計により、援助事例における現状と対応状況についてアウトラインを把握した。

- ・ 「〈3〉ケースワーク調査パート」に関して
定量データの単純集計およびクロス集計により、本調査で得られた個別ケースの概要を把握し、虐待のリスク要因やストレングス等に注目しながら、ケースやケースワークの傾向について把握した。なお、最終的に終結に至ることのできた主たる要素における定性データ（自由記述式回答）に関しては、回答内容をキーワード別にカテゴライズし、カテゴリーごとに該当数を集計して概要を把握している。

「〈3〉のケースワーク調査パート」の虐待のリスク要因とストレングスに関しては、援助方針決定時と終結時の2時点における変化に注目し、単純集計及びクロス集計により児童相談所の支援による変化の傾向等について分析した。

また、虐待のリスク要因とストレングス要因の関係についても着目し、今後の児童相談所での支援の糸口にするため、相関分析を実施することで虐待のリスク要因とストレングス要因の関係を模索した。

3 結果

全国の児童相談所に向けたアンケート調査回答依頼の結果、回答数 133 件（回収率：58.3%）を得た。ここからは、アンケート調査の各調査パート別に集計結果を説明する。なお、小数点以下第二位を四捨五入した値を掲載とする。

(1) 回答者及び施設情報

本調査へ回答した児童相談所の特徴を、以下に示す。

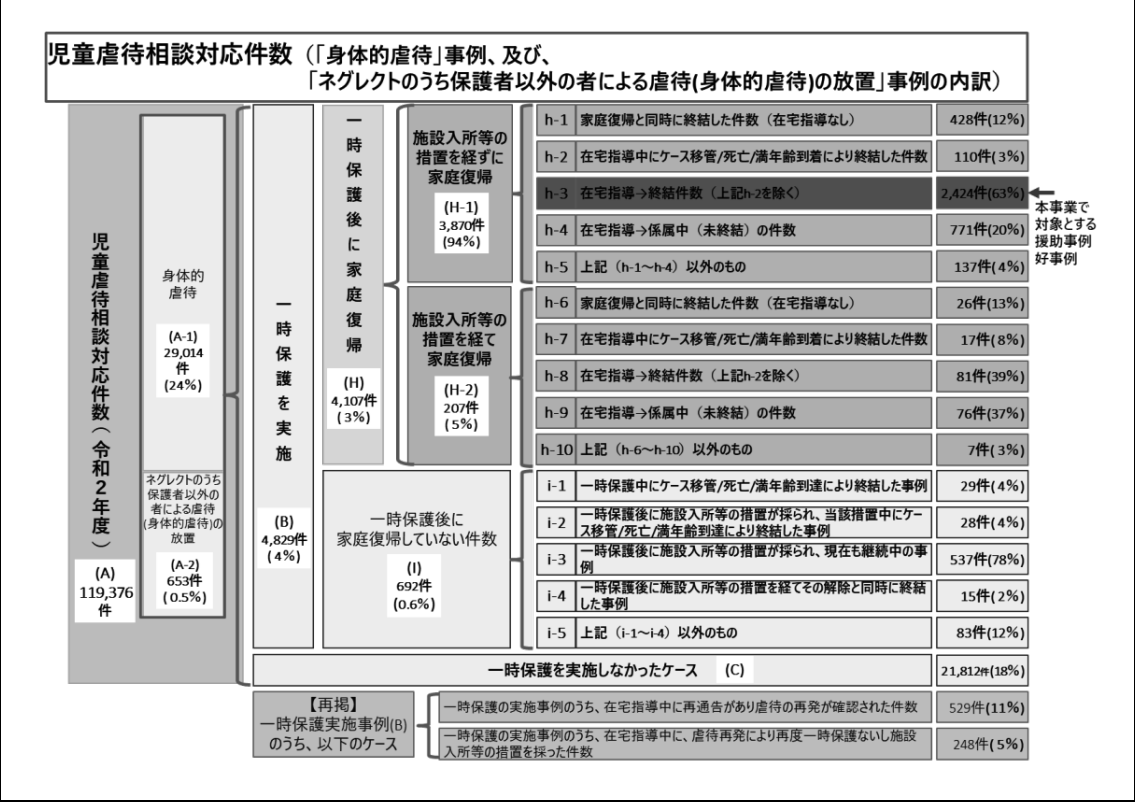
図表 7 回答者及び施設情報の特徴

特 徴	
児童相談所が所管する地域の人口 (令和 4 年 4 月 1 日時点)	「20 万人以上～40 万人未満」が 37 所(27.8%)で最多
児童相談所が所管する地域の年間出生数 (令和 3 年度)	出生数は「1 千人以上～2 千人未満」が 27 所(20.3%)で最多
児童相談所における児童虐待相談の対応件数 (令和 3 年度)	43 所(32.3%)が 1,000 件以上のケースを受理
児童相談所の総職員数 (令和 4 年 4 月 1 日時点)	常勤職員が「31 名以上」が 90 所(67.7%)で最多。「16～20 名」が 14 所(10.5%)、「11～15 名」が 8 所(6.0%)と続いた。 一方で、非常勤職員は「5 名以下」が 34 所(25.6%)と最も多く、「31 名以上」が 27 所(20.3%)、「6～10 名」が 21 所(15.8%)と続いた。 ✓ 総職員の内、常勤職員の児童福祉司は「31 名以上」が 32 所(24.1%) ✓ SV 職は「5 名以下」が 106 所(79.7%) ✓ 児童心理司は「6～10 名」が 41 所(30.8%)

(2) 援助事例数調査パート

〈2〉援助事例数調査パートで訊ねたところ、令和 2 年度の援助事例数（「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例）は計 119,376 件であった。以下に、一時保護実施ケースの内訳を中心として、詳細を示す。

図表 8 援助事例数概要（令和 2 年度）



※図表 8 のみ小数点以下第一位を四捨五入している。

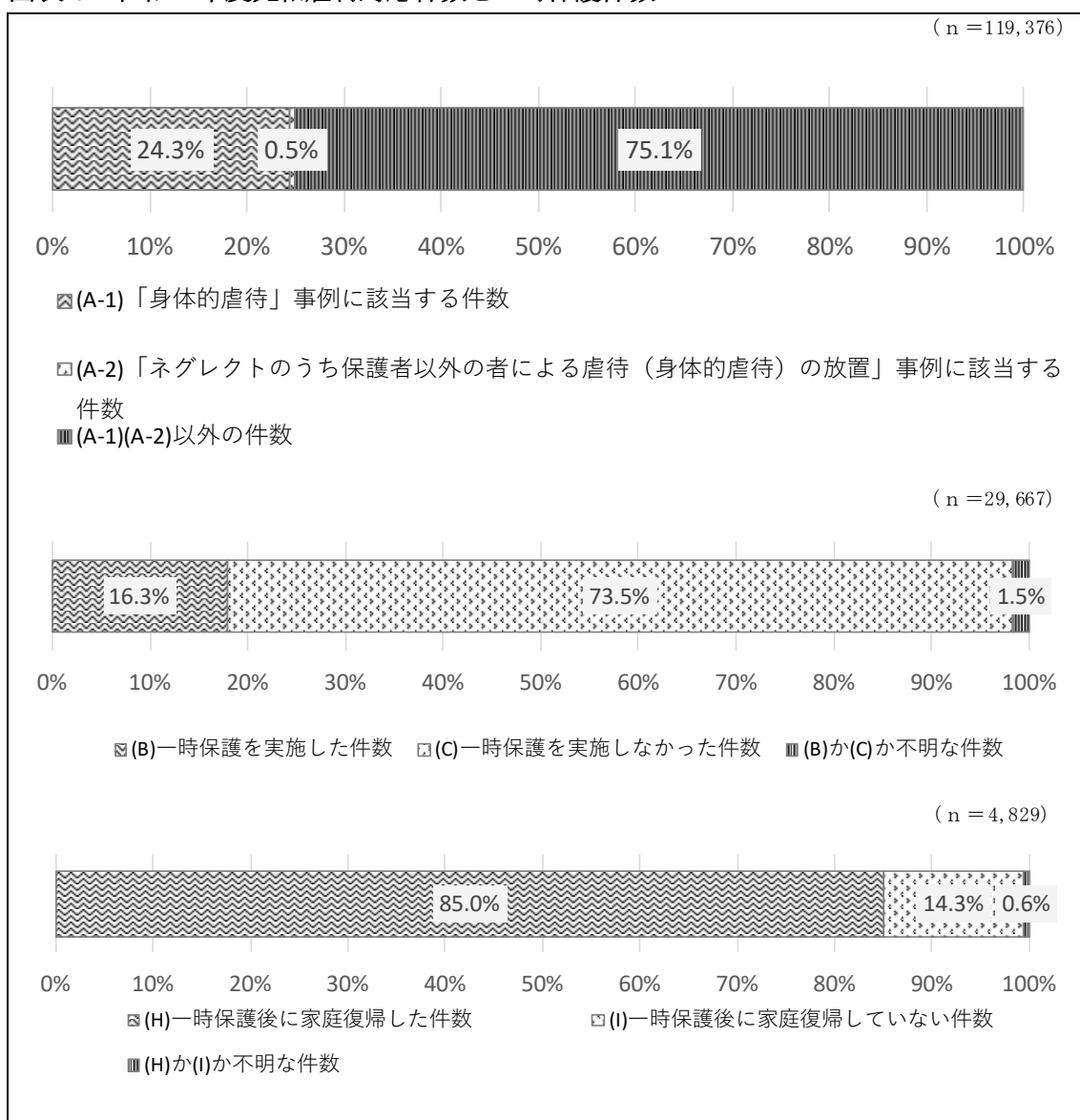
【令和 2 年度の児童虐待相談対応件数と一時保護件数について】

- ① 令和 2 年度の児童虐待相談対応件数の合計(A)は、119,376 件であった。
- ② 児童虐待相談件数のうち、「身体的虐待」事例(A-1)は、29,014 件（(A)の 24.3%）であった。児童虐待相談件数のうち、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例(A-2)は、653 件（(A)の 0.5%）であった。
※ 令和 2 年度の福祉行政報告例によれば、児童相談所で取り扱った虐待相談は 205,044 件であり、そのうち「身体的虐待」が 50,035 件であるため全体に占める割合は 24.4%であった。一方、「保護者以外の者による虐待（身体的虐待）」は、694 件であり全体に占める割合は 0.3%）であった。本事業のアンケート調査で得た割合と近似していた。
- ③ 上記②の「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例のうち、一時保護を実施した件数(B)は、4,829 件（(A-1)+(A-2)の 16.3%）であった。一時保護を実施しなかった件数(C)は、21,812 件（(A-1)+(A-2)の 73.5%）であった。
※ 令和 2 年度の福祉行政報告例によれば、児童相談所での所内一時保護件数と

委託保護受付件数の合計は 27,383 件（いずれも児童虐待を理由とするもの）、児童相談所で取り扱った虐待相談 205,044 件に占める割合は 13.4%を占めた。本事業のアンケート調査では、家庭内での身体的虐待に対象を絞っており、比較対象が異なることに注意が必要だが、本事業のアンケート調査で得た割合と近似していた。

- ④ 上記③の一時保護を実施した件数のうち、一時保護後に家庭復帰した件数(H)は 4,107 件（(B)の 85.0%）、一時保護後に家庭復帰していない件数(I)は 692 件（(B)の 14.3%）であった。

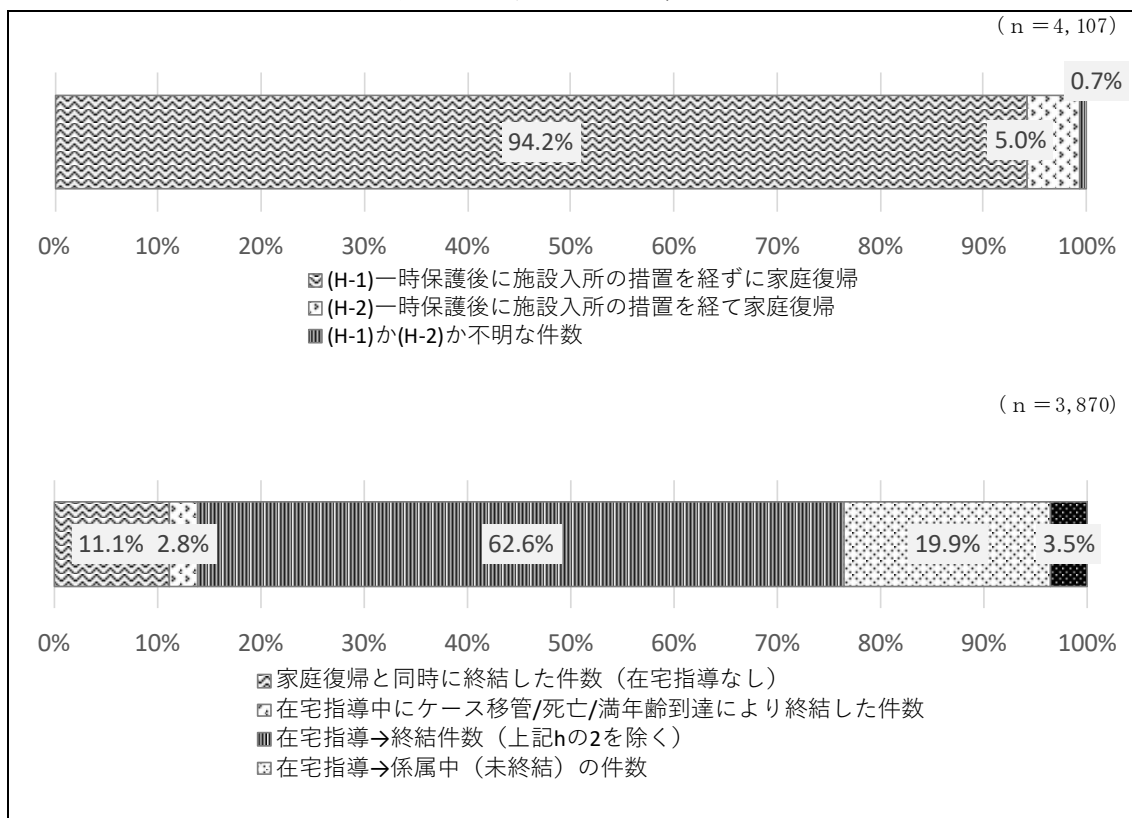
図表 9 令和 2 年度児相虐待対応件数と一時保護件数



【一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰した件数】

- ⑤ 「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例で、一時保護後に家庭復帰した件数(H)のうち、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰した件数(H-1)は、3,870 件（H の 94.2%）であった。また、一時保護を実施し、一時保護後に家庭復帰した件数(H)のうち、一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰した件数(H-2)は、207 件（H)の 5.0%）であった。
- ⑥ 上記⑤の一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰した件数(H-1)のうちでは、在宅指導→終結件数となった件数(h-3)が最も多く、2,424 件（(H-1)の 62.6%）であった。

図表 10 一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰した件数



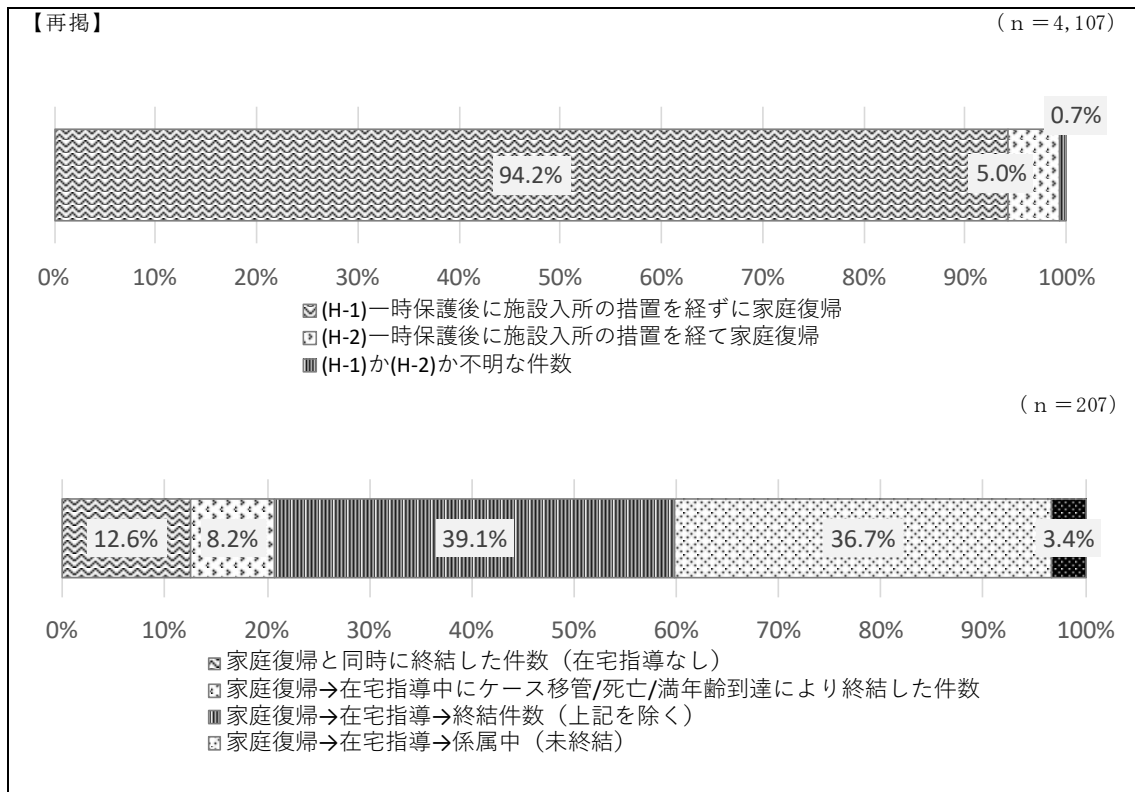
【一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰した件数】

- ⑦ 「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例で、一時保護後に家庭復帰した件数(H)のうち、一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰した件数(H-2)は、207 件（H)の 5.0%）

であった（再掲）。

- ⑧ 上記⑦の一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰した件数(H-2)のうちでは、家庭復帰→在宅指導→終結件数となった件数(h-8)が最も多く、81件（(H-2)の39.1%）であった。

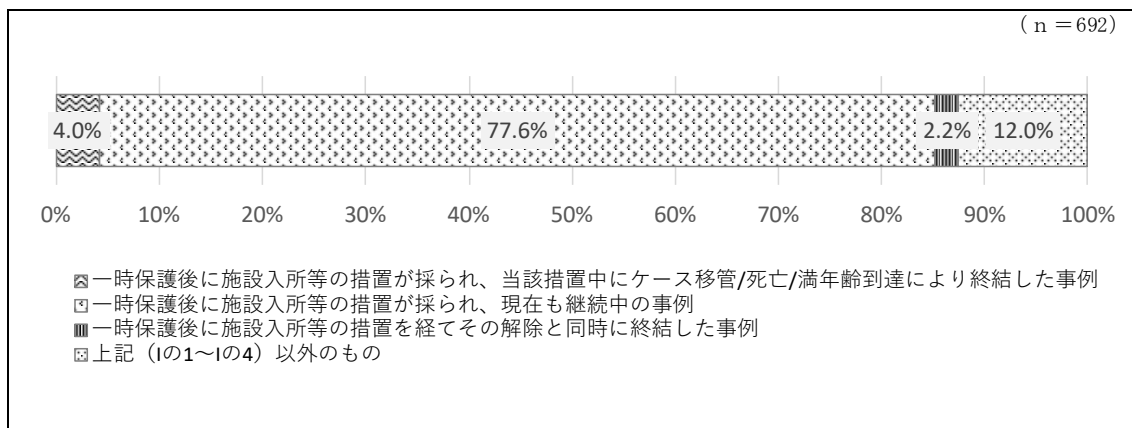
図表 11 一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰した件数



【一時保護後に家庭復帰していない件数】

- ⑨ 「身体的虐待」事例及び「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例で、一時保護をし、その後に家庭復帰していない件数(I)のうちでは、一時保護後に施設入所等の措置が採られ現在も継続中の事例(I-3)が最も多く、537件（(I)の77.6%）であった。

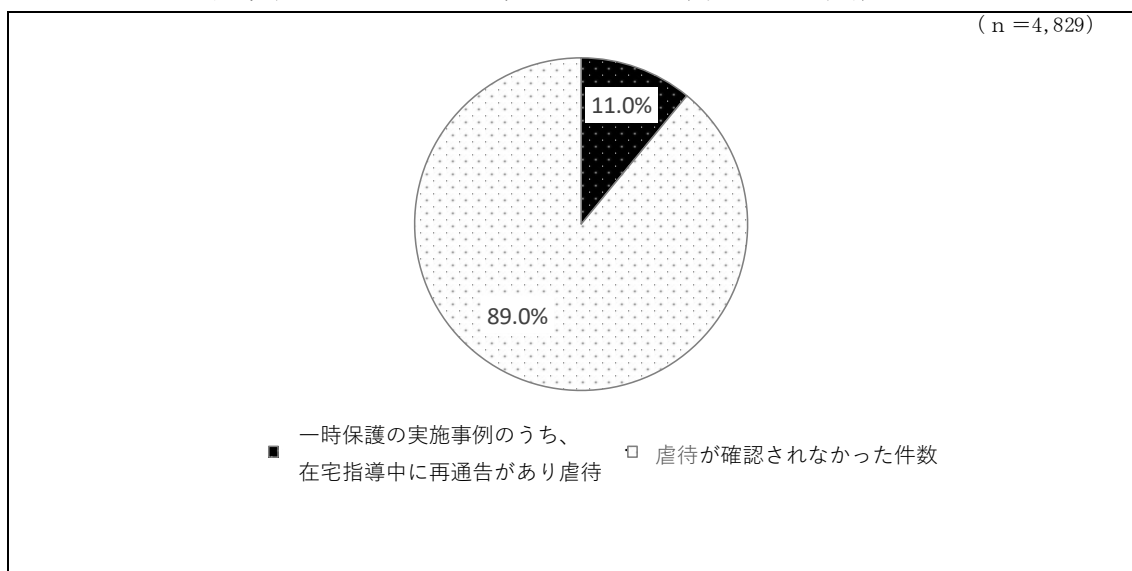
図表 12 一時保護後に家庭復帰していない件数



【在宅指導中に再通告があり虐待の再発が確認された件数】

- ⑩ 一時保護を実施した件数(B)のうち、在宅指導中に再通告があり虐待の再発が確認された件数は、529 件 (B)の 11.0%) であった。

図表 13 在宅指導中に再通告があり虐待の再発が確認された件数

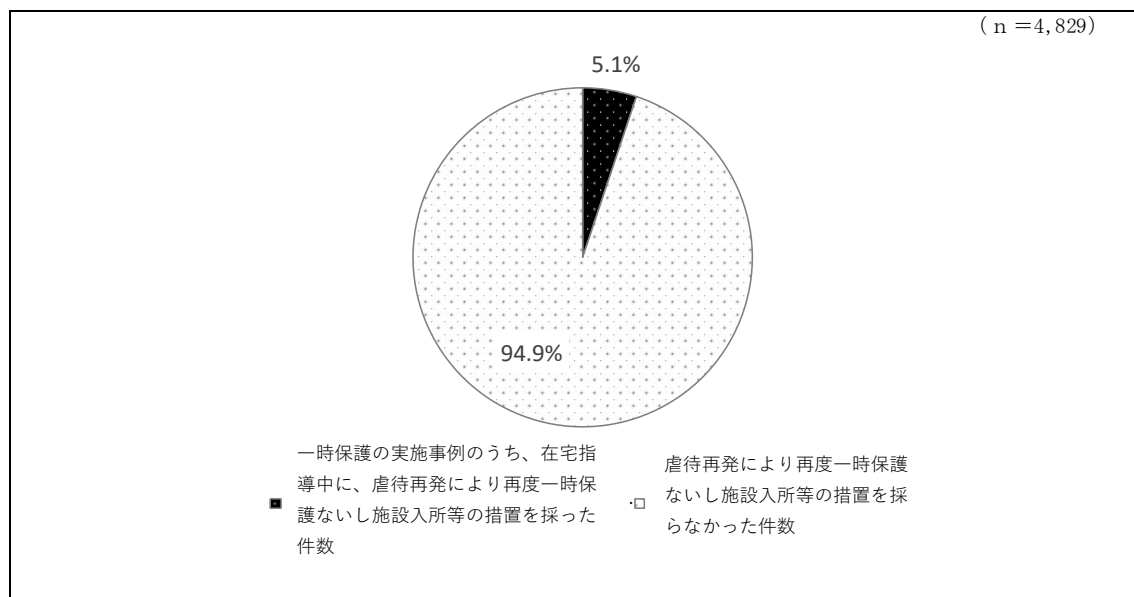


【在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置をとった件数】

- ⑪ 一時保護を実施した件数(B)のうち、在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置をとった件数は、248 件 (B)の 5.1%) であった。一時保護や施設等から家庭復帰した事例においては虐待の再発リスクが高く、当該家庭の状況や子どもの安全についての確認を継続的に行い、再保護を含めて

状況の変化を踏まえた援助方針の再検討を行うことが必要とされてきたが、その実態を部分的に明らかにすることとなった。

図表 14 在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置をとった件



(3) ケースワーク調査パート

本アンケート調査の〈3〉ケースワーク調査パートには、合計して 288 件のケースが回答された。以下に、288 ケースについて、集計した内容を「(ア) 事例の概要」、「(イ) リスク要因について」、「(ウ) 事例においてみられた特徴（ストレングスや強み）について」、「(エ) 援助方針決定時と終結時にストレングスや強みに変化が起きた理由」、「(オ) 最終的に終結に至ることのできた主たる要素」の順に示す。

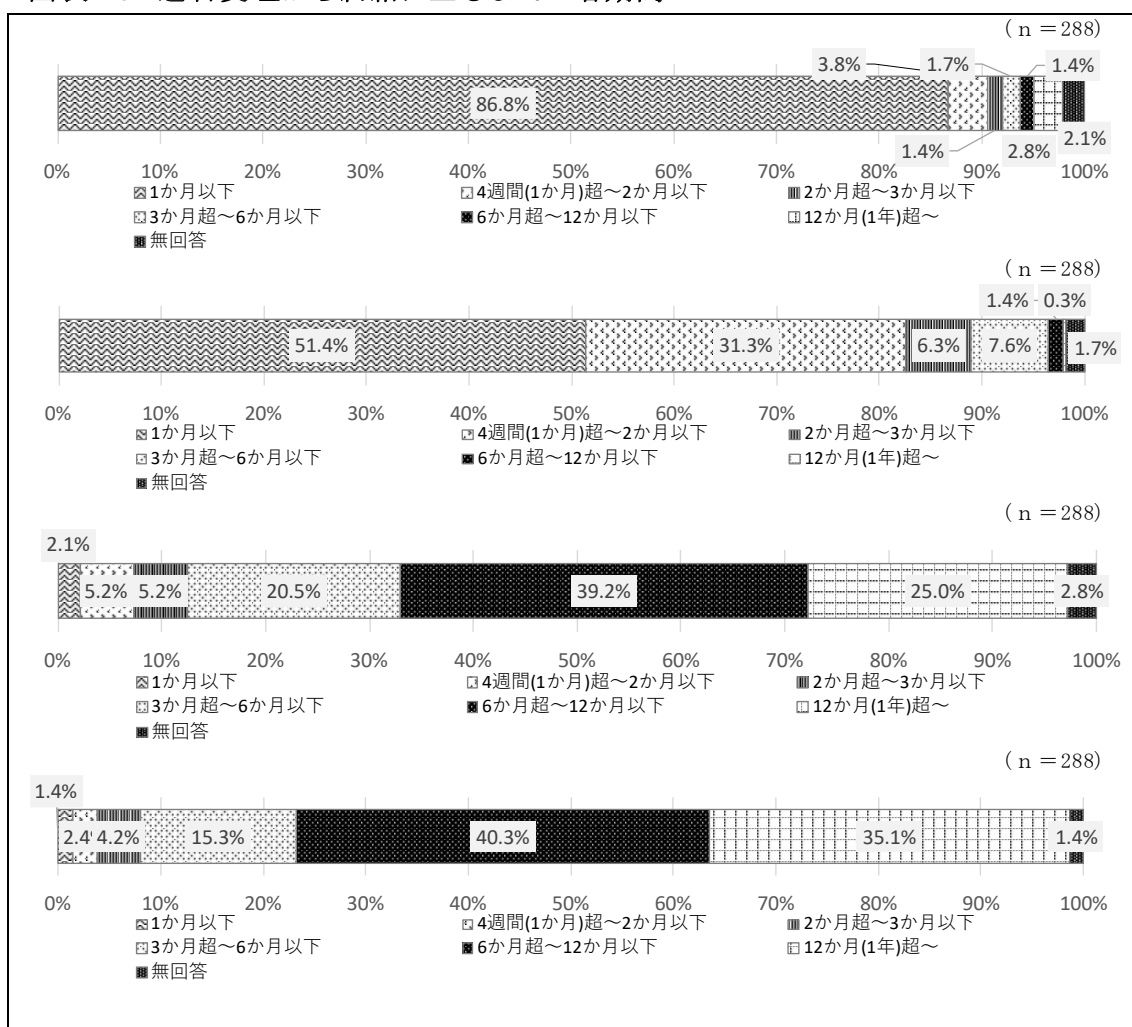
(ア) 事例の概要

【通告から終結までの各期間】

- ・ 通告を受理した日から一時保護実施までの期間は、「1 カ月以下」の 250 件 (86.8%) が最も多かった。「1 カ月以下」の 250 件を細かく確認すると、0 日 (即日) が 171 件 (全体の 59.4%)、「1～7 日」が 57 件 (同 19.8%)、「2 週間以内」が 14 件 (同 4.9%)、「3 週間以内」が 6 件 (同 2.1%)、4 週間以内が 2 件 (同 0.7%) であった。

- ・ 一時保護した日から一時保護解除までの期間は、「1 か月以下」の 148 件 (51.4%) が最も多かった。
- ・ 一時保護解除した日から家庭復帰に至るまでの期間は、「6 か月超～12 か月以下」の 113 件 (39.2%) が最も多かった。
- ・ 家庭復帰した日から終結に至るまでの期間は、「6 か月超～12 か月以下」の 116 件 (40.3%) が最も多かった。

図表 15 通告受理から終結に至るまでの各期間



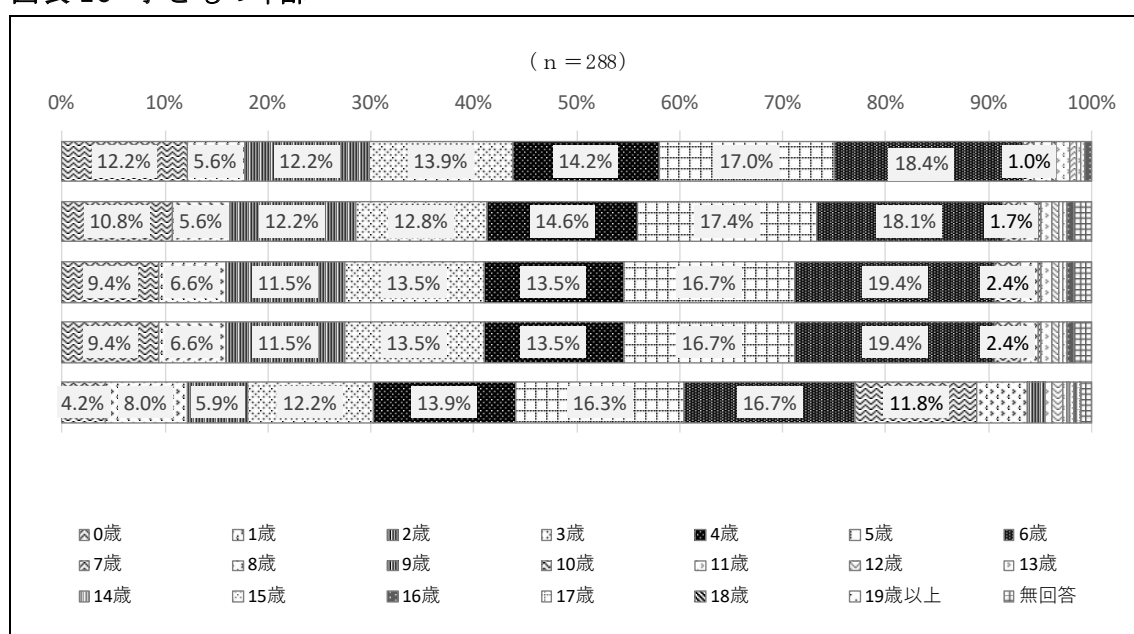
※上記棒グラフは上から順に、①通告を受理した日から一時保護実施までの期間、②一時保護した日から一時保護解除までの期間、③一時保護解除した日から家庭復帰に至るまでの期間、④家庭復帰した日から終結に至るまでの期間と並んでいる。

【子どもの年齢】

- ・ 通告受理時の子どもの年齢は、「6 歳」が 53 件 (18.4%)、「5 歳」が 49 件 (17.0%)、「4 歳」が 41 件 (14.2%) と続いた。

- ・ 一時保護実施時の子どもの年齢は、「6 歳」が 52 件(18.1%)、「5 歳」が 50 件(17.4%)、「4 歳」が 42 件(14.6%)と続いた。
- ・ 一時保護解除時の子どもの年齢は、「6 歳」が 56 件(19.4%)、「5 歳」が 48 件(16.7%)、「4 歳」「3 歳」が 48 件(13.5%)と続いた。
- ・ 家庭復帰時の子どもの年齢は、「6 歳」が 56 件(19.4%)、「5 歳」が 48 件(16.7%)、「4 歳」「3 歳」が 39(13.5%)と続いた。
- ・ 終結時の子どもの年齢は、「6 歳」が 48 件(16.7%)、「5 歳」が 47 件(16.3%)、「4 歳」が 40 件(13.9%)と続いた。

図表 16 子どもの年齢



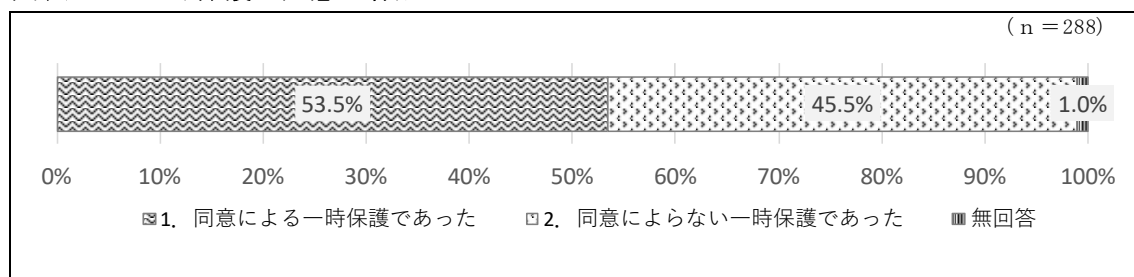
※調査対象の 6 歳未満について割合揭示。

※上記棒グラフは上から順に、①通告受理時、②一時保護実施時、③一時保護解除時、④家庭復帰時、⑤終結時の年齢と並んでいる。

【一時保護の同意の有無】

「同意による一時保護であった」は 154 件(53.5%)であった。「同意によらない一時保護」は 131 件(45.5%)であった。

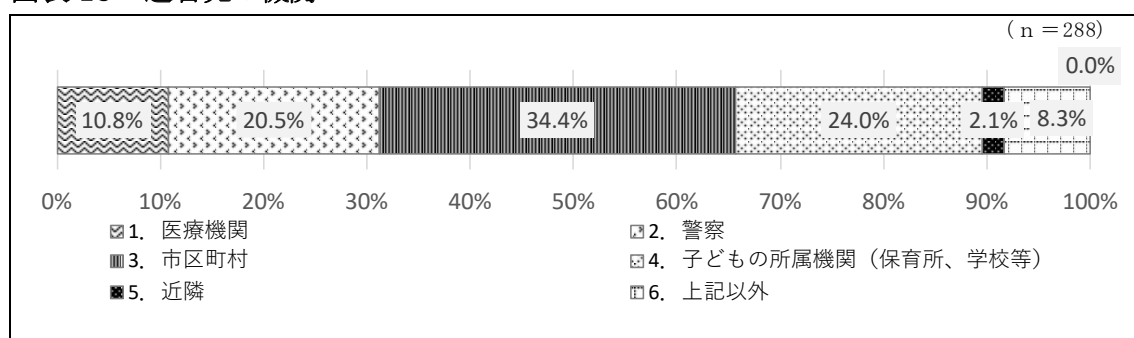
図表 17 一時保護の同意の有無



【通告元の機関】

「市区町村」が 99 件 (34.4%) で最も多く、「子どもの所属機関（保育所、学校等）」が 69 件 (24.0%)、「警察」が 59 件 (20.5%) と続いた。

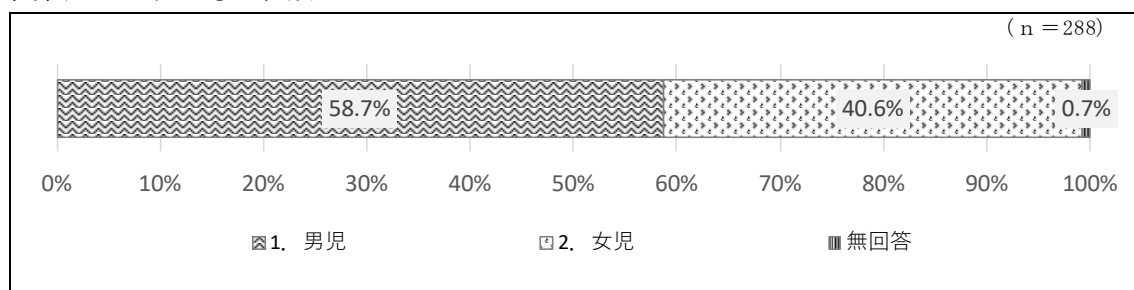
図表 18 通告元の機関



【子どもの性別】

「被虐待児の子どもの性別は、「男児」が 169 件 (58.7%) であった。

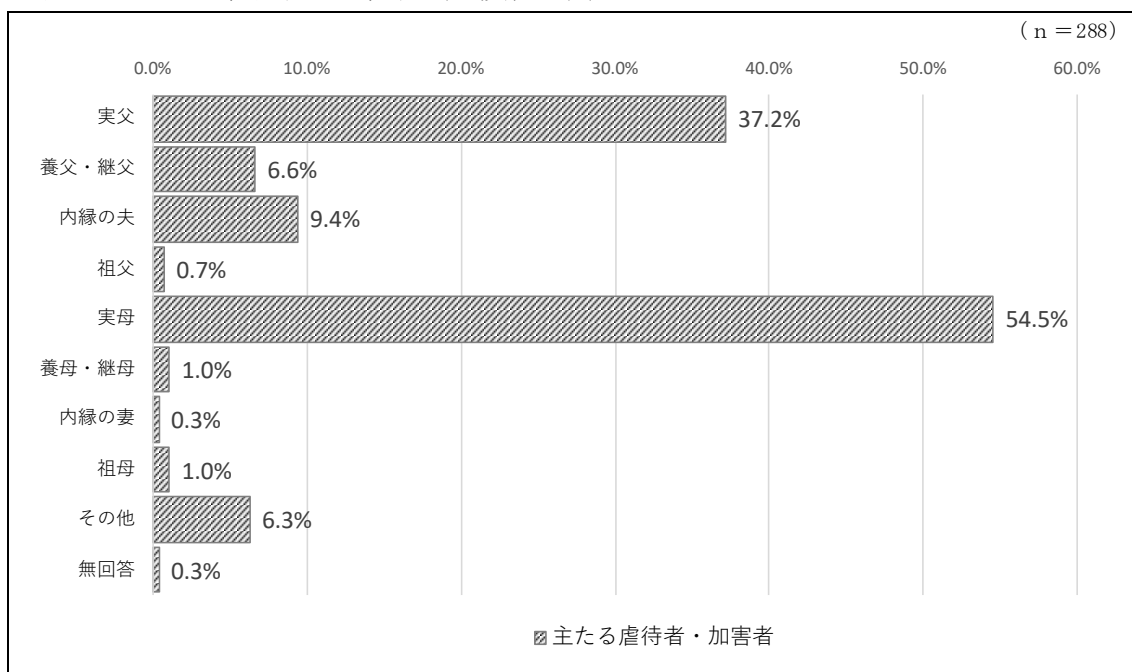
図表 19 子どもの性別



【主たる虐待者・加害者】

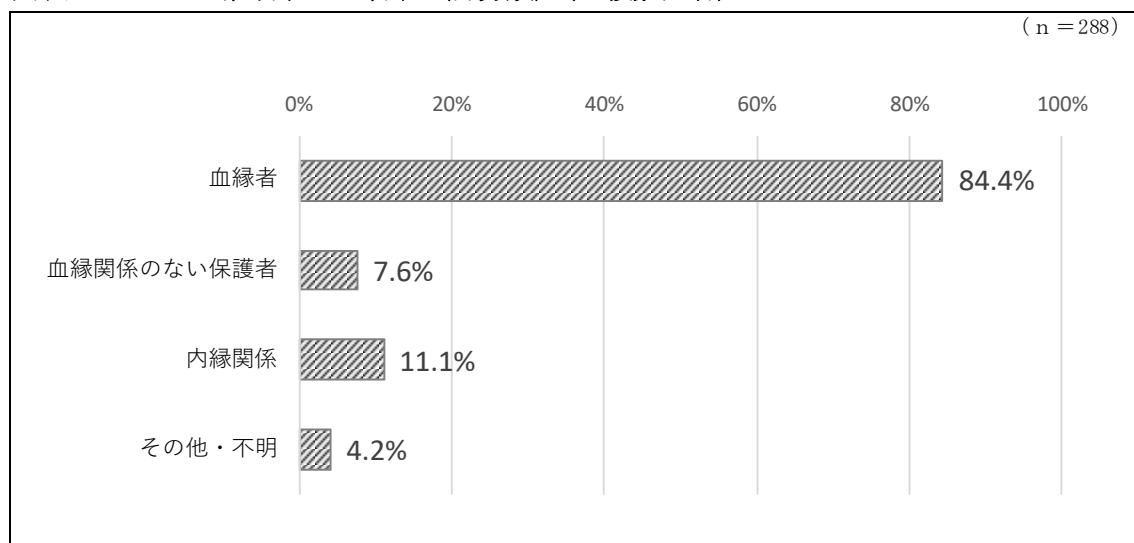
「実母」が157件(54.5%)で最も多く、「実父」が107件(37.2%)、「内縁の夫」が27件(9.4%)と続いた。

図表 20 主たる虐待者・加害者（※複数回答）



この主たる虐待者・加害者について、実父、祖父、実母、祖母等の血縁関係にある者（親戚含む）を「血縁者」、養父・継父、養母・継母を「血縁関係のない保護者」、内縁の夫、内縁の妻（彼氏・彼女も含む）を「内縁関係等」に再分類したところ、「血縁者」が243件(84.4%)、「血縁関係のない保護者」が22件(7.6%)、「内縁関係等」が32件(11.1%)となった。

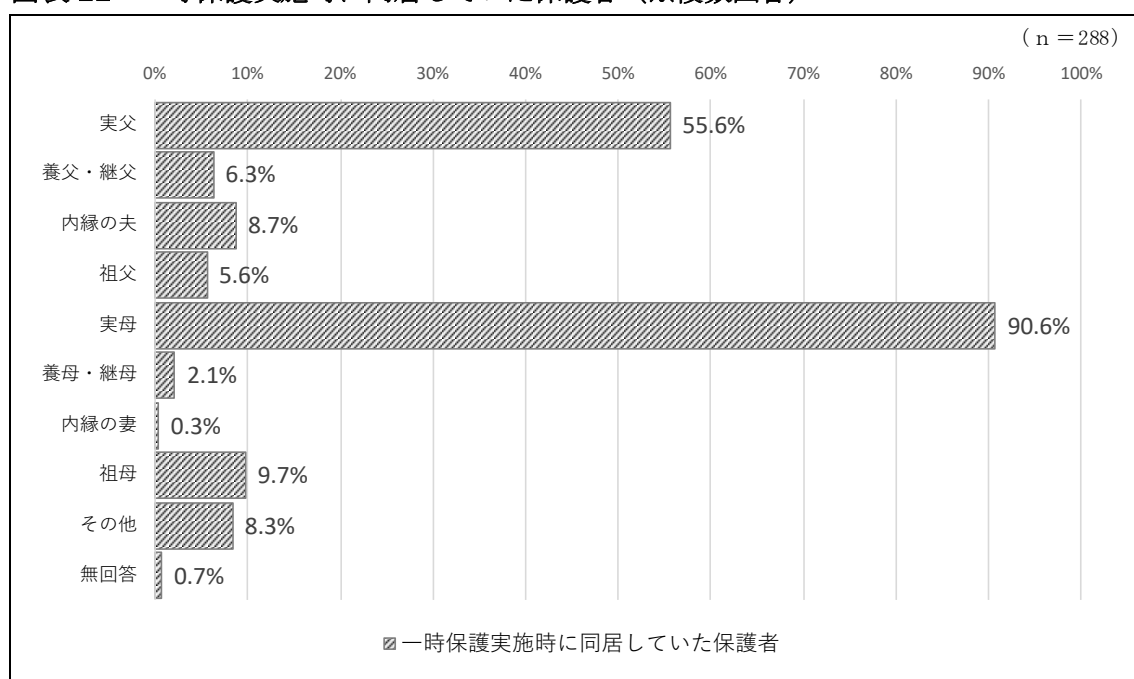
図表 21 主たる虐待者・加害者（再分類）（※複数回答）



【一時保護実施に同居していた保護者】

「実母」が、261 件(90.6%)で最も多く、「実父」が 160 件(55.6%)、「祖母」が 28 件(9.7%)と続いた。

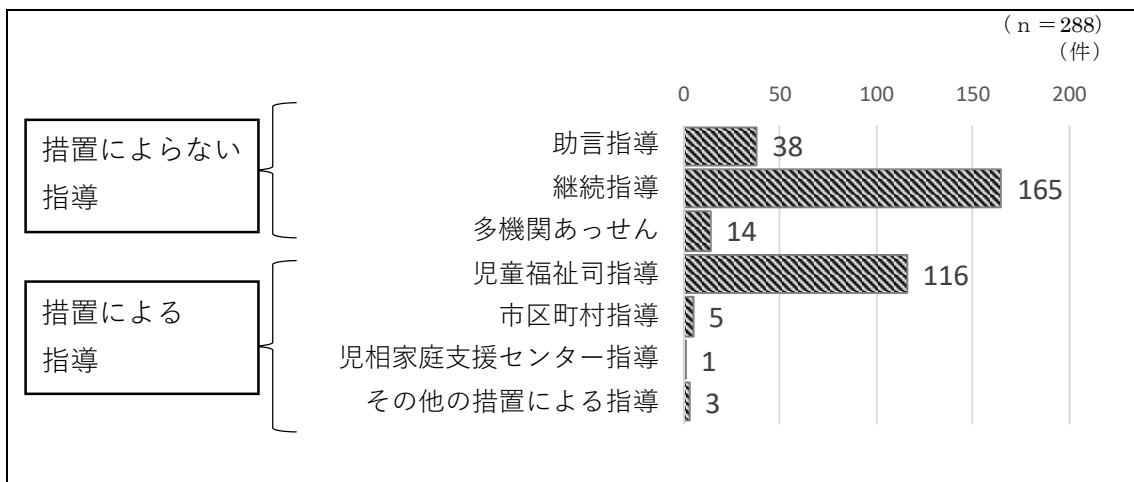
図表 22 一時保護実施時に同居していた保護者（※複数回答）



【実施した支援について】

実施した支援内容としては、「措置によらない指導」は、217件(75.3%)、「措置による指導」は125件(43.4%)であった。具体的な支援としては、「継続指導（措置によらない指導）」が165件(57.3%)と最も多く、「児童福祉司指導（措置による指導）」116件(40.3%)、「助言指導（措置によらない指導）」38件(13.2%)と続いた。

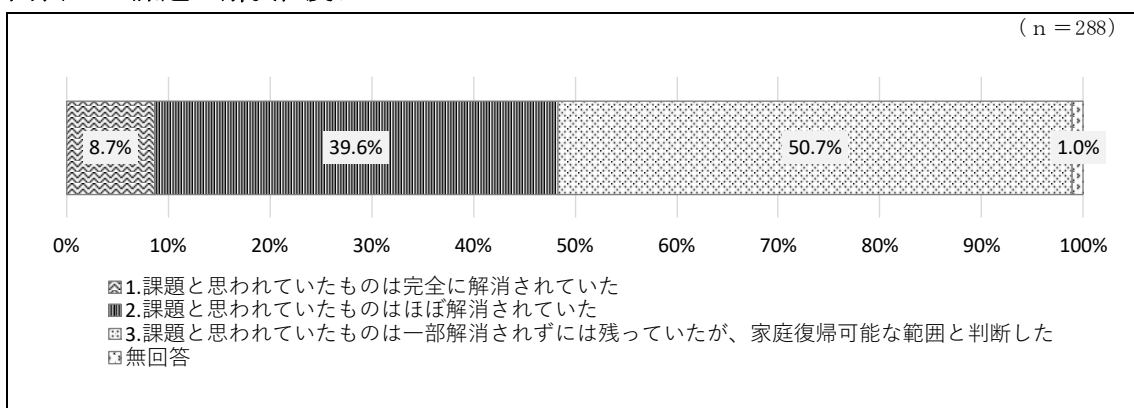
図表 23 実施した支援（※複数回答）



【課題の解決程度について】

「課題と思われていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭復帰可能な範囲と判断した」と回答した事例は、146件(50.7%)であった。「課題と思われていたものはほぼ解消されていた」と回答した事例は、114件(39.6%)であった。「課題と思われていたものは完全に解消されていた」と回答した事例は、25件(8.7%)であった。

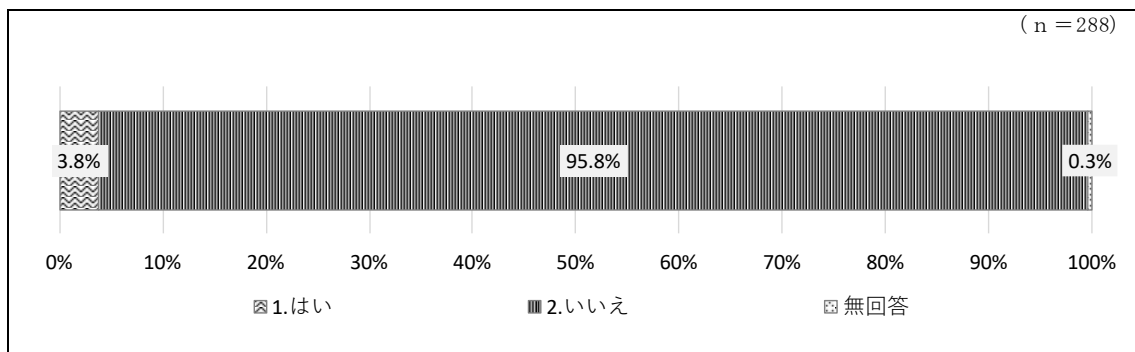
図表 24 課題の解決程度について



【終結に至るまでの虐待再発による一時保護（2回以上）の実施について】

虐待再発により一時保護を2回以上行ったか訊ねたところ、「はい（行った）」との回答が11件(3.8%)であった。一時保護を2回以上実施するに至った事例における、一時保護回数は「2回」が9件、次いで「3回」が1件であった。

図表 25 終結に至るまでの虐待再発による一時保護（2回以上）の実施



(イ) リスク要因について

リスク要因における、有効回答件数は、①援助方針決定時及び②終結時共に 287 件 (99.7%) であった。以下に各リスク要因別の結果を示す。

【A：子どもに見られる事項】

■援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素（TOP5/11 項目）

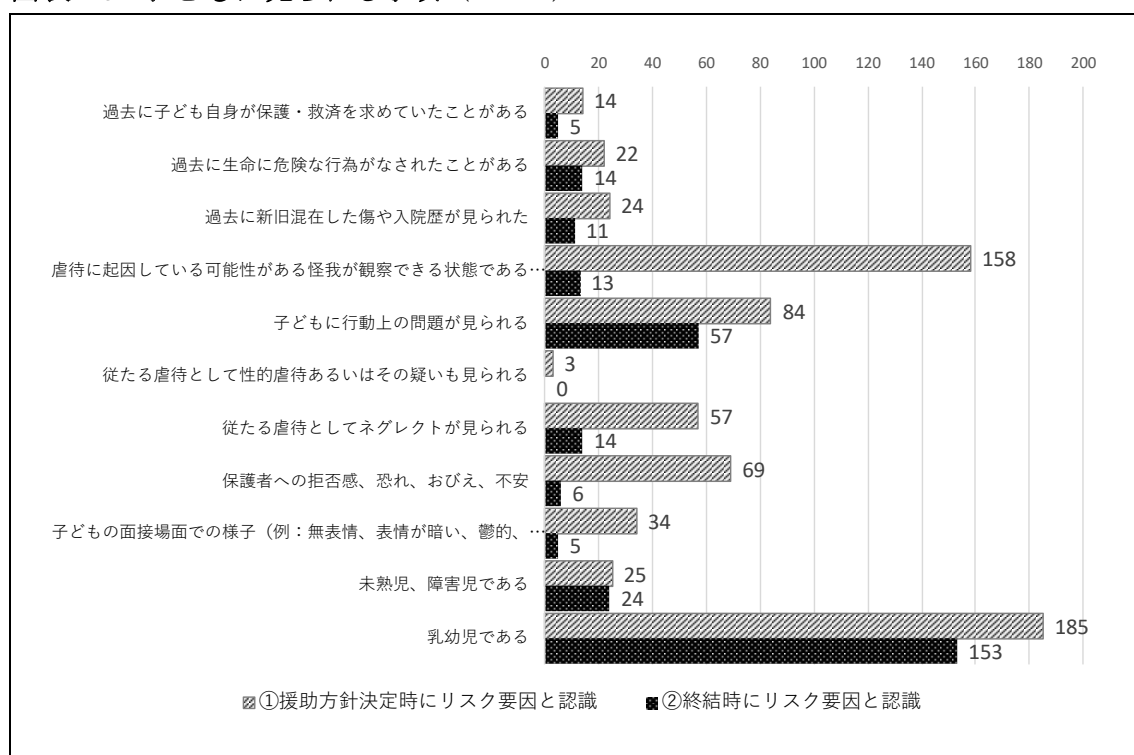
- ・ 「乳幼児である」は、185 件 (65.5%) であった。
- ・ 「虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）」は、158 件 (54.3%) であった。
- ・ 「子どもに行動上の問題が見られる」は、84 件 (29.3%) であった。
- ・ 「保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安」は、69 件 (24.0%) であった。
- ・ 「従たる虐待としてネグレクトが見られる」は、57 件 (19.9%) であった。

■援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素のうち、終結時に解消していたリスク要因（TOP5/11 項目）

- ・ 「従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる」は、3 件/3 件 (100.0%) であった。

- ・ 「虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）」は、145 件/158 件(91.8%)であった。
- ・ 「保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安」は、63 件/69 件(91.3%)であった。
- ・ 「子どもの面接場面での様子（例：無表情、表情が暗い、鬱的、身体の緊張、過度のスキンシップを求める 等）」は、29 件/34 件(85.3%)であった。
- ・ 「従たる虐待としてネグレクトが見られる」は、43 件/57 件(75.4%)であった。

図表 26 子どもに見られる事項（n=287）



【B：保護者に見られる事項】

■援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素（TOP5/11 項目）

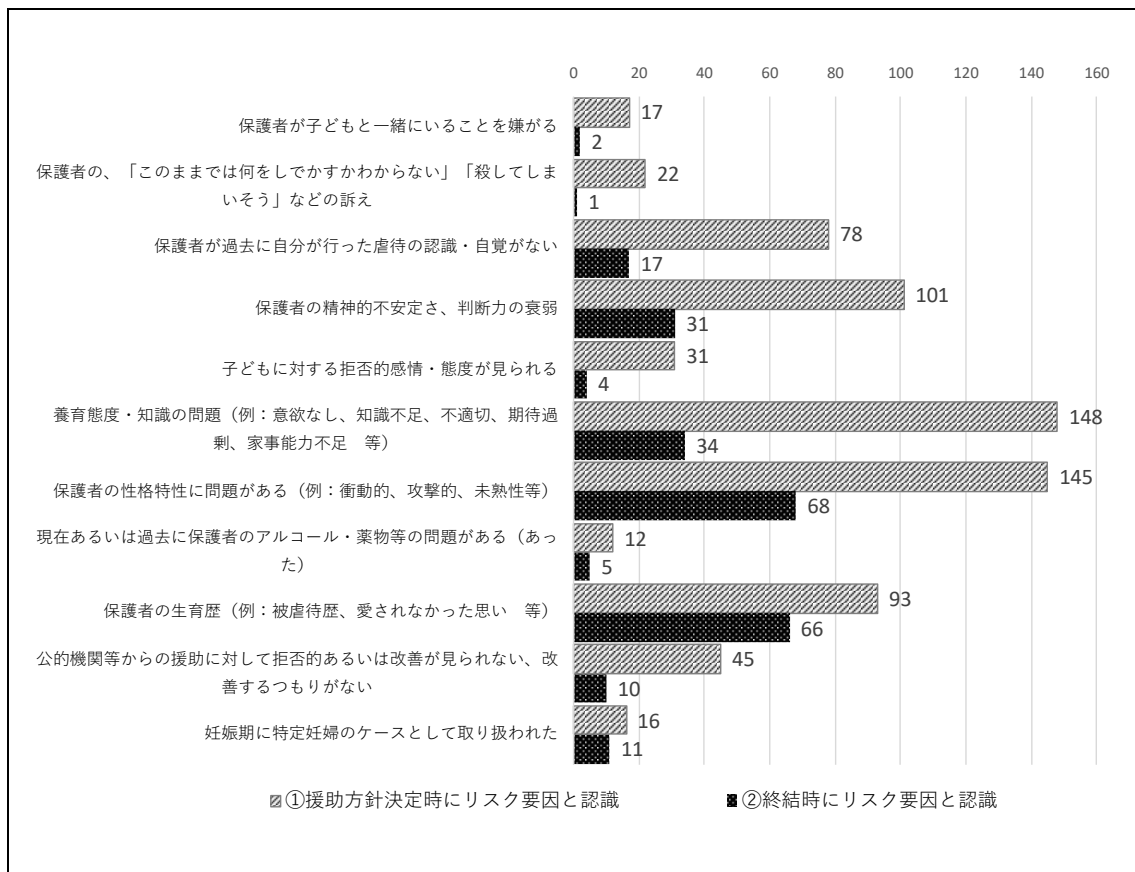
- ・ 「養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足等）」は、148 件(51.6%)であった。
- ・ 「保護者の性格特性に問題がある（例：衝動的、攻撃的、未熟性等）」は、145 件(50.5%)であった。
- ・ 「保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱」は、101 件(35.2%)であった。
- ・ 「保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い等）」は、93 件(32.4%)であった。
- ・ 「保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない」は、78 件(27.2%)であっ

た。

■ 援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素のうち、終結時に解消していたリスク要因（TOP5/11 項目）

- ・ 「保護者の、「このままでは何をしでかすかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え」は、21 件/22 件(95.5%)であった。
- ・ 「保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる」は、15 件/17 件(88.2%)であった。
- ・ 「子どもに対する拒否的感情・態度が見られる」は、27 件/31 件(87.1%)であった。
- ・ 「保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない」は、61 件/78 件(78.2%)であった。
- ・ 「養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等）」は、114 件/148 件(77.0%)であった。

図表 27 B：保護者に見られる事項（n=287）



【C：その他（世帯の状況、地域との関係等）】

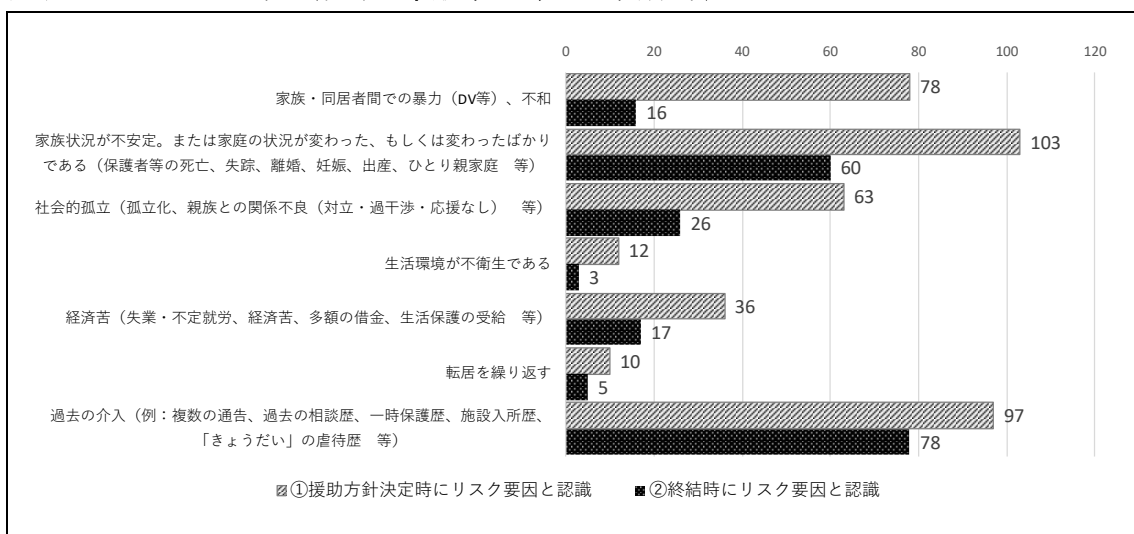
■援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素（TOP5/7項目）

- ・ 「家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである（保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭等）」は、103件（35.7%）であった。
- ・ 「過去の介入（例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴等）」は、97件（35.9%）であった。
- ・ 「家族・同居者間での暴力（DV等）、不和」は、78件（27.2%）であった。
- ・ 「社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし）等）」は、63件（22.0%）であった。
- ・ 「経済苦（失業・不定就労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給等）」は、36件（12.6%）であった。

■援助方針決定時にリスク要因と認識していた要素のうち、終結時に解消していたリスク要因（TOP5/7項目）

- ・ 「家族・同居者間での暴力（DV等）、不和」は、62件/78件（79.5%）であった。
- ・ 「生活環境が不衛生である」は、9件/12件（75.0%）であった。
- ・ 「社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし）等）」は、37件/63件（58.7%）であった。
- ・ 「経済苦（失業・不定就労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給等）」は、19件/36件（52.8%）であった。
- ・ 「転居を繰り返す」は、5件/10件（50.0%）であった。

図表 28 C：その他（世帯の状況、地域との関係等）（n=287）



(ウ) 事例においてみられた特徴（ストレングスや強み）について

ストレングスや強みにおける、有効回答件数は、①援助方針決定時及び②終結時共に、286 件(99.3%)であった。以下に各ストレングス・強み別に、結果を示す。

【A：経過について】

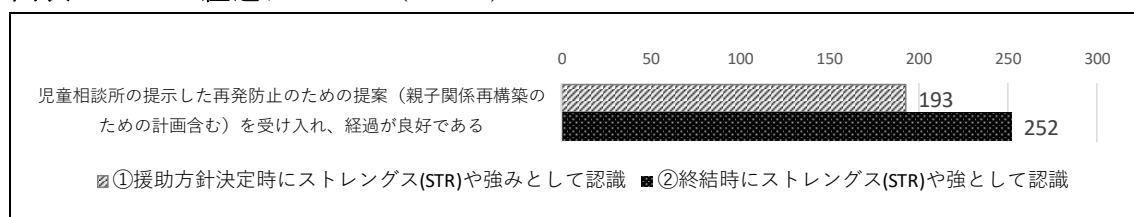
■援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素（注：選択肢 1 つのみ）

- ・ 「児童相談所の提示した再発防止のための提案（親子関係再構築のための計画含む）を受け入れ、経過が良好である」は、193 件(67.5%)であった。

■終結時にストレングスや強みと認識していた要素（注：選択肢 1 つのみ）

「児童相談所の提示した再発防止のための提案（親子関係再構築のための計画含む）を受け入れ、経過が良好である」は、252 件(88.1%)であった。

図表 29 A：経過について（n=286）



【B：子どもについて】

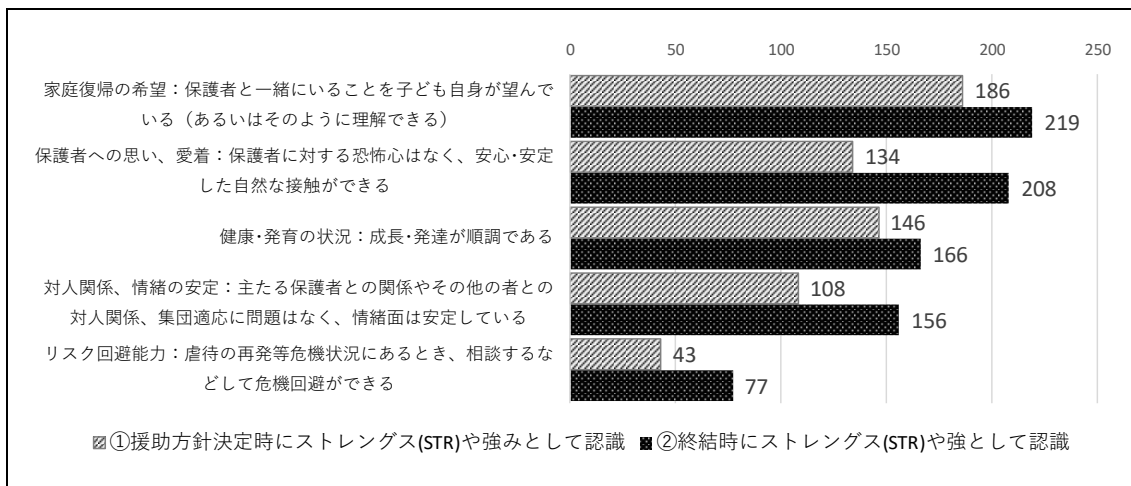
■援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素（Top5/5 項目）

- ・ 「家庭復帰の希望：保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる（あるいはそのように理解できる）」は、186(64.8%)であった。
- ・ 「健康・発育の状況：成長・発達が順調である」は、146 件(50.9%)であった。
- ・ 「保護者への思い、愛着：保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる」は、134 件(46.7%)であった。
- ・ 「対人関係、情緒の安定：主たる保護者との関係やその他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している」は、108 件(37.6%)であった。
- ・ 「リスク回避能力：虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる」は、43 件(15.0%)であった。

■ 援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素 (Top5/5 項目)

- ・ 「家庭復帰の希望：保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる（あるいはそのように理解できる）」は、219 件 (76.6%) であった。
- ・ 「保護者への思い、愛着：保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる」は、208 件 (72.7%) であった。
- ・ 「健康・発育の状況：成長・発達が進捗している」は、166 件 (58.0%) であった。
- ・ 「対人関係、情緒の安定：主たる保護者との関係やその他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している」は、156 件 (54.5%) であった。
- ・ 「リスク回避能力：虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる」は、77 件 (26.9%) であった。

図表 30 B：子どもについて (n=286)



【C：保護者について】

■ 援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素 (Top5/9 項目)

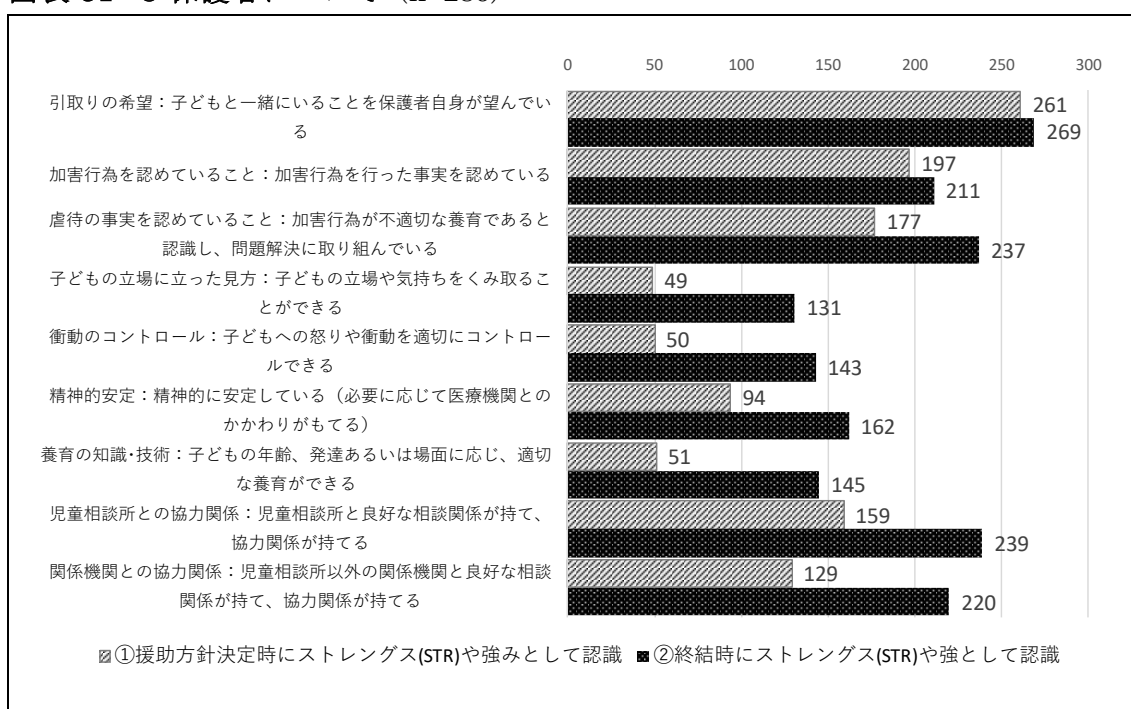
- ・ 「引取りの希望：子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる」は、261 件 (90.9%) であった。
- ・ 「加害行為を認めていること：加害行為を行った事実を認めている」は、197 件 (68.6%) 件であった。
- ・ 「虐待の事実を認めていること：加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる」は、177 件 (61.7%) であった。
- ・ 「児童相談所との協力関係：児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる」は、159 件 (55.4%) であった。
- ・ 「関係機関との協力関係：児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、

協力関係が持てる」は、129 件(44. 9)であった。

■ 終結時にストレングスや強みと認識していた要素（Top5/9 項目）

- ・ 「引取りの希望：子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる」は、269 件(94. 1%)であった。
- ・ 「児童相談所との協力関係：児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる」は、239 件(83. 6%)であった。
- ・ 「虐待の事実を認めていること：加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる」は、237 件(82. 9%)であった。
- ・ 「関係機関との協力関係：児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる」は、220 件（76. 9%）であった。
- ・ 「加害行為を認めていること：加害行為を行った事実を認めている」は、211 件（73. 8%）であった。

図表 31 C:保護者について（n=286）



【D：家庭環境について】

■ 援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素（Top5/5 項目）

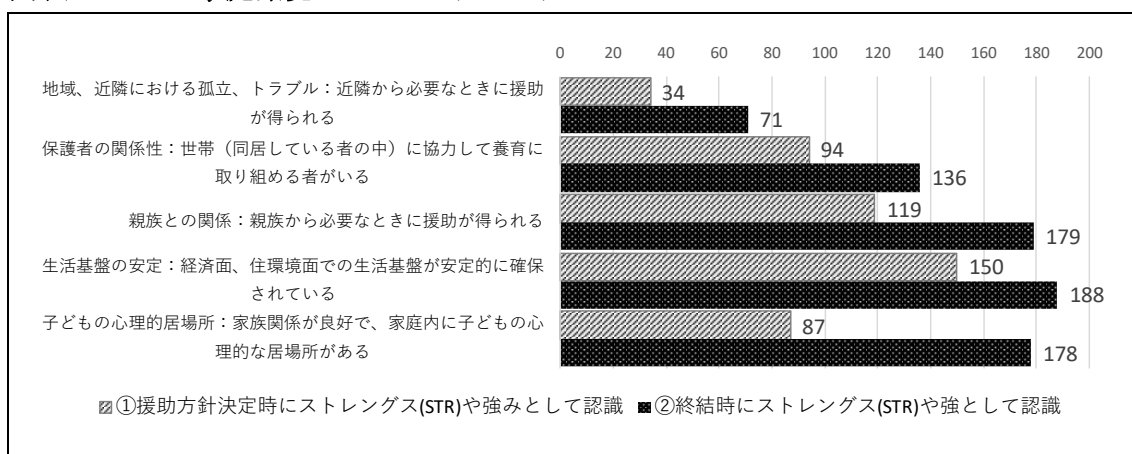
- ・ 「生活基盤の安定：経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている」は、150 件(52. 3%)であった。

- ・ 「親族との関係：親族から必要なときに援助が得られる」は、119 件(41.5%)であった。
- ・ 「保護者の関係性：世帯（同居している者の中）に協力して養育に取り組める者がいる」は、94 件(32.8%)であった。
- ・ 「子どもの心理的居場所：家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある」は、87 件(30.3%)であった。
- ・ 「地域、近隣における孤立、トラブル：近隣から必要なときに援助が得られる」は、34 件(11.8%)であった。

■ 終結時にストレングスや強みと認識していた要素（Top5/5 項目）

- ・ 「生活基盤の安定：経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている」は、188 件(65.7%)であった。
- ・ 「親族との関係：親族から必要なときに援助が得られる」は、179 件(62.6%)であった。
- ・ 「子どもの心理的居場所：家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある」は、178 件(62.2%)であった。
- ・ 「保護者の関係性：世帯（同居している者の中）に協力して養育に取り組める者がいる」は、136 件(47.6%)であった。
- ・ 「地域、近隣における孤立、トラブル：近隣から必要なときに援助が得られる」は、71 件(24.8%)であった。

図表 32 D：家庭環境について（n=286）



【E：市区町村との連携について】

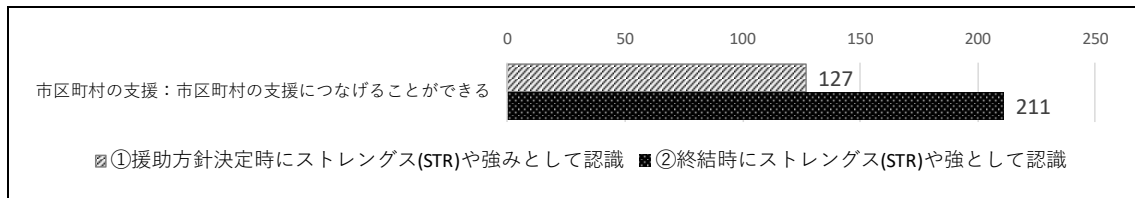
■援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素（注：選択肢 1 つのみ）

- ・ 「市区町村の支援：市区町村の支援につなげることができる」は、127 件（44.3%）であった。

■終結時にストレングスや強みと認識していた要素（注：選択肢 1 つのみ）

- ・ 「市区町村の支援：市区町村の支援につなげることができる」は、211 件（73.8%）であった。

図表 33 E：市区町村との連携について（n=286）



【F：地域について】

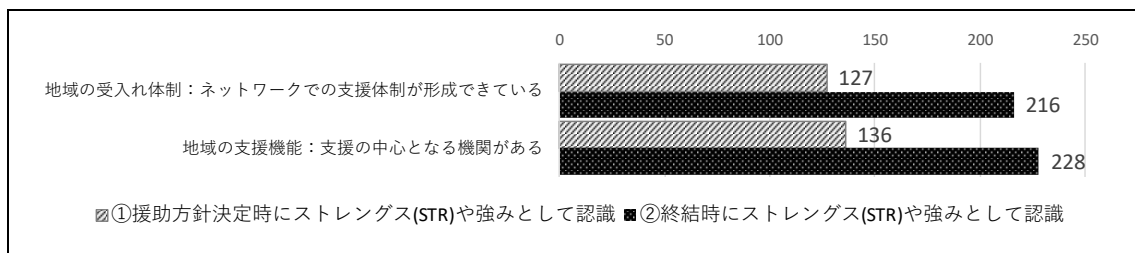
■援助方針決定時にストレングスや強みとして認識していた要素（注：選択肢 2 つのみ）

- ・ 「地域の支援機能：支援の中心となる機関がある」は、136 件（47.4%）であった。
- ・ 「地域の受入れ体制：ネットワークでの支援体制が形成できている」は、127 件（44.3%）であった。

■終結時にストレングスや強みと認識していた要素（注：選択肢 2 つのみ）

- ・ 「地域の支援機能：支援の中心となる機関がある」は、228 件（79.7%）であった。
- ・ 「地域の受入れ体制：ネットワークでの支援体制が形成できている」は、216 件（75.5%）であった。

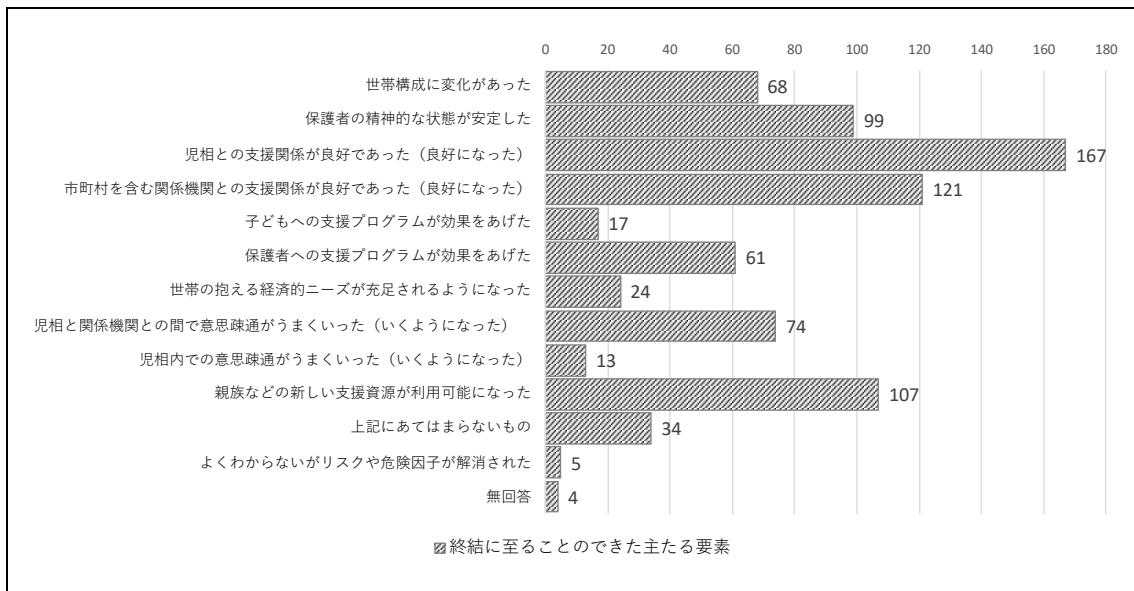
図表 34 F：地域について（n=286）



(エ) 援助方針決定時と終結時にストレングスや強みに変化が起きた理由

- ・ 「児相との支援関係が良好であった（良好になった）」は、167 件(58.0%)であった。
- ・ 「市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった（良好になった）」は、121 件(42.0%)であった。
- ・ 「親族などの新しい支援資源が利用可能になった」は、107 件(37.2%)であった。
- ・ 「保護者の精神的な状態が安定した」は、99 件(34.4%)であった。
- ・ 「児相と関係機関との間で意思疎通がうまくいった（いくようになった）」は、74 件(25.7%)であった。

図表 35 援助方針決定時と終結時にストレングスや強みに変化が起きた理由 (n=288)



(オ) 最終的に終結に至ることのできた主たる要素

最終的に終結に至ることができた主たる要素と思われることについて、①虐待の背景に関する見立て、②当該ケースにおける「強み」、③関係機関との役割分担、④貴児童相談所の行った対応内容の4つに分けて、自由記述式の回答を求めた。

その結果として収集した自由記述式の回答内容をそれぞれ確認し、カテゴリーに分類した上で、カテゴリーごとの該当数を集計した。

【①虐待の背景に関する見立て】

虐待の背景に関する見立てについて、268件の回答を得た。記述内容を整理した結果を以下に示す。

図表 36 虐待の背景に関する見立てについて

カテゴリー	回答数	%
子どもに見られる事項		
過去に新旧混在した傷や入院歴が見られた	1	0.4%
虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）	22	8.2%
子どもに行動上の問題が見られる	24	9.0%
従たる虐待としてネグレクトが見られる	11	4.1%
保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安	3	1.1%
未熟児、障害児である、発達上の課題や特性が見られる	31	11.6%
乳幼児である	6	2.2%
保護者に見られる事項		
保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない	20	7.5%
保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	58	21.6%
保護者の養育の負担感・孤立感	76	28.4%
子どもに対する拒否的感情・態度が見られる	7	2.6%
養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等）	88	32.8%
保護者の性格特性に問題がある（例：衝動的、攻撃的、未熟性等）	40	14.9%
現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある（あった）	6	2.2%
保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い 等）	28	10.4%
公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない	7	2.6%
保護者が若年である	7	2.6%
妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた	1	0.4%
その他		
家族・同居者間での暴力（DV等）、不和	41	15.3%
家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである（保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等）	36	13.4%
社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし） 等）	38	14.2%
経済苦（失業・不定就労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等）	21	7.8%
過去の介入（例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等）	7	2.6%
受傷機転不明	13	4.9%
分類不可能	3	1.1%
有効回答	268	100.0%

【②当該ケースにおける「強み」】

当該ケースにおける「強み」について、282 件の回答を得た。記述内容を整理した結果を以下に示す。

図表 37 当該ケースにおける「強み」について

カテゴリー	回答数	%
経過について		
状況：児童相談所の提示した再発防止のための提案（親子関係再構築のための計画含む）を受け入れ、経過が良好である	72	25.5%
子どもについて		
家庭復帰の希望：保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる（あるいはそのように理解できる）	10	3.5%
保護者への思い、愛着：保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	6	2.1%
健康・発育の状況：成長・発達が順調である	4	1.4%
対人関係、情緒の安定：主たる保護者との関係やその他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	2	0.7%
リスク回避能力：虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	2	0.7%
保護者について		
引き取りの希望：子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる、愛情が強い	68	24.1%
加害行為を認めていること：加害行為を行った事実を認めている	21	7.4%
虐待の事実を認めていること：加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる	27	9.6%
素直さや柔軟さ、内省、変わりたいという意思（モチベーション）	31	11.0%
子どもの立場に立った見方：子どもの立場や気持ちをくみ取ることができる	9	3.2%
衝動のコントロール：子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	1	0.4%
精神的安定：精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかわりもてる）	11	3.9%
援助希求ができる	22	7.8%
養育の知識・技術：子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる（その意欲がある場合も含む）	34	12.1%
児童相談所との協力関係：児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	80	28.4%
関係機関との協力関係：児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	56	19.9%
家庭環境について		
地域、近隣における孤立、トラブル：近隣から必要なときに援助が得られる	2	0.7%
保護者の関係性：世帯（同居している者の中）に協力して養育に取り組める者がいる	25	8.9%
親族との関係：親族から必要なときに援助が得られる	91	32.3%
生活基盤の安定：経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	15	5.3%
子どもの心理的居場所：家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	3	1.1%
市区町村・地域について		
市区町村の支援：市区町村の支援につなげることができる	32	11.3%
地域の受入れ体制：ネットワークでの支援体制が形成できている	37	13.1%
地域の支援機能：支援の中心となる機関がある	6	2.1%
分類不可	1	0.4%
有効回答数	282	100.0%

【③関係機関との役割分担】

関係機関との役割分担について、265 件の回答を得た。記述内容を整理した結果を以下に示す。

図表 38 関係機関との役割分担について

カテゴリー	回答数	%
対象		
警察・司法関係	25	9.4%
医療機関	35	13.2%
所属（保育園・幼稚園・小学校・中学校・教育機関等）	162	61.1%
市区町村	85	32.1%
要対協事務局	37	14.0%
児童福祉担当部局	6	2.3%
母子保健担当部局	6	2.3%
子育て支援・児童家庭支援	27	10.2%
障害福祉部局	12	
健康関係部門	2	0.8%
保健センター・保健所	32	12.1%
生活保護担当課（生活相談の福祉事務所含む）	5	1.9%
乳児院・児童養護施設等	3	1.1%
民生委員	1	0.4%
その他	5	1.9%
分類不可能	8	3.0%
目的		
警察による捜査や聞き取り、情報共有等	25	9.4%
後方支援（児相へのつながりや有事の際のサポート）	5	1.9%
調査・情報収集/情報共有	26	9.8%
地域資源を用いた支援・サービス利用調整（相談含む）	90	34.0%
見守り・フォローアップ	187	70.6%
ケース登録管理・情報集約・橋渡し	119	44.9%
有効回答数	265	100.0%

【④児童相談所の行った対応内容】

児童相談所の行った対応内容について、268 件の回答を得た。記述内容を整理した結果を以下に示す。

図表 39 児童相談所の行った対応内容について

カテゴリー	回答数	%
一時保護	74	27.6%
初期調査	21	7.8%
母子保健情報の確認	3	1.1%
警察（情報提供、司法面接の実施など）	13	4.9%
医療機関（医学所見、セカンドオピニオンの依頼等）	23	8.6%
聞き取り・助言・指導・援助	67	25.0%
聞き取り等（受傷機転、養育環境の聞き取り等）	9	3.4%
検査・評価（リスクアセスメント、心理検査、発達検査）	17	6.3%
助言及び指導（生活状況の確認、警告、虐待防止指導、養育の助言指導等）	138	51.5%
面会交流（行動観察、愛着関係、育児手技の確認等）	5	1.9%
プログラム実施（親子療法、虐待防止、再統合、ペアレントトレーニング等）	29	10.8%
経過観察（子どもの安全確認、養育状況の確認、虐待再発有無の確認等）	63	23.5%
相談支援・カウンセリング（傾聴、プレイセラピー等）	11	4.1%
家族環境の調整（親子間、親族間等）	44	16.4%
関係機関との調整／コーディネート	62	23.1%
警察	13	4.9%
医療機関	19	7.1%
保育園・幼稚園	23	8.6%
小学校・教育機関	10	3.7%
市区町村	33	12.3%
その他	2	0.7%
有効回答数	268	100.0%

4 まとめとさらなる分析・考察

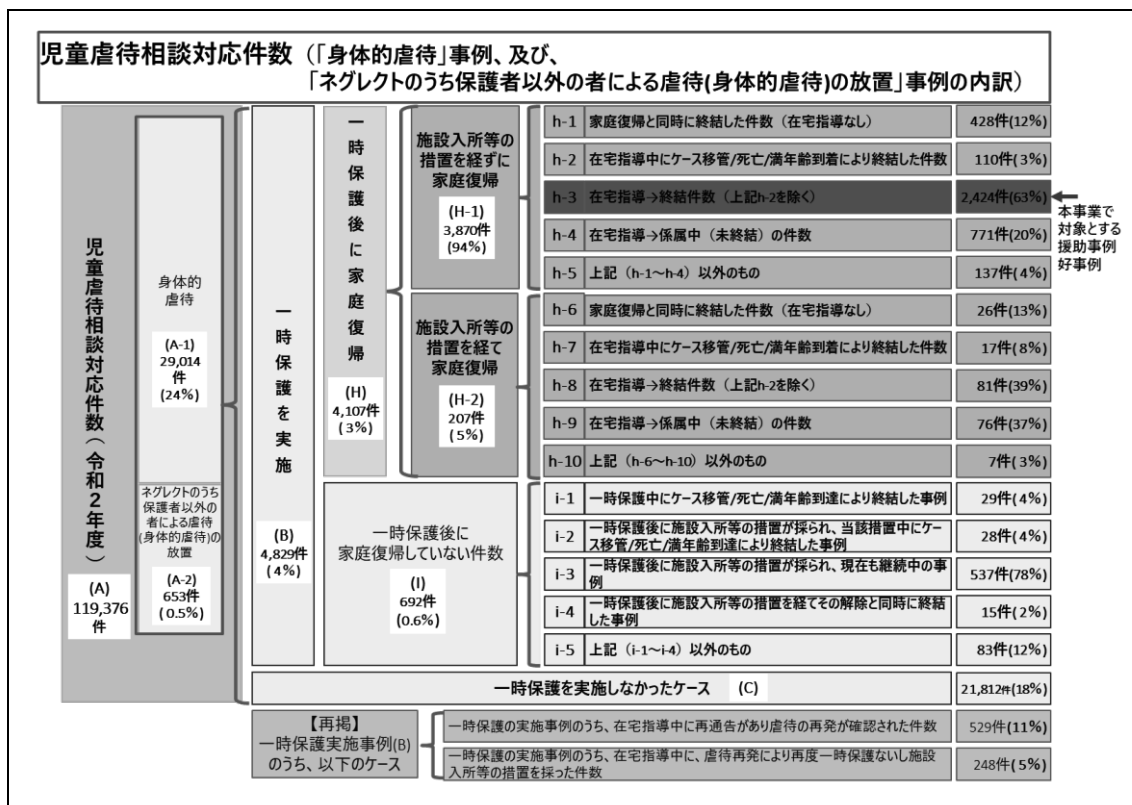
(1) 事例数から見る児童相談所における援助事例のアウトライン （「身体的虐待」事例、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に焦点化したもの） について

当アンケート調査の「〈2〉援助事例数調査パート」では、令和2年度の援助事例数について、特に、「身体的虐待」事例、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例の内訳を詳細に訊ね、児童相談所における援助事例のアウトラインを捉えることを試みた。

その結果、令和2年度の児童虐待相談対応件数は計 119,376 件であり、そのうち「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例の件数は計 29,667 件、その内で一時保護実施したのは 4,829 件（「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例の 40.5%）、うち、一時保護後に家庭復帰に至ったのは 4,107 件（同、34.4%）、さらにそのうち、施設入所等の措置を経ずに家庭復帰したのは 3,870 件（同、32.4%）であった。そして、当アンケート調査の中で「好事例」と捉える、「一時保護が必要となる程にリスクの高いケースであったが、児童相談所が介入したことで、家庭復帰に至り、その後、在宅指導を経て終結に至った事例」は 2,424 件であり、施設入所等の措置を経ずに家庭復帰したケースのうち最も割合が高いものであった（施設入所等の措置を経ずに家庭復帰したケースの 62.6%）⁴。

⁴ 但し、ケースワーク調査パートでは、令和2年度ではなく令和元年度以降に受理したケースについて訊ねている。

図表 40 援助事例数概要 (令和 2 年度) (再掲)



(2) 分析対象について

当事業のアンケート調査は、「〈1〉回答者及び施設情報」、「〈2〉援助事例数調査パート」、「〈3〉ケースワーク調査パート」の3つのパートから成り、回答者情報の他、児童虐待相談対応件数の詳細、条件に該当する個別ケースの属性情報や当該ケースのケースワーク内容について訊ね、情報を得た。

特に「〈3〉ケースワーク調査パート」では、児童相談所の職員がケースワークを行うにどのような判断がなされているかに着目し、個別ケースにおいて、虐待の「リスク要因」と認識した事項や、「ストレングス」と認識した事項を、援助方針決定時と終結時の2時点にわたり訊ね、変化を確認した。なお、援助方針決定時と終結時の2時点について、回答者の負担を考慮し、情報収集がある程度完了してケースの見立てが総合的に行えるステージとして「援助方針決定時」を「支援前」の状態を示すもの、「終結時」を「支援後」の状態を示すものとして本調査では選定した。

（ケースワーク調査パートで回答を求めたケースの3条件について）

「〈3〉 ケースワーク調査パート」では、3つの条件（以下①から③）に該当するケースを最大3つまで取り上げ、個々のケースの基本的な属性や実施したケースワーク内容についての回答を求めた。

- ① 令和元年度以降に受理した虐待相談事例のうち、「身体的虐待」事例、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」に該当する事例。
- ② ①のうち、現時点（調査実施時である2022年12月の時点）までに、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、在宅指導を経て、終結に至った事例。ただし、「死亡・移管・満年齢到達により終結した事例や、児童相談所の介入・支援とは関係なく保護者等の不和を理由とした別離等による家庭環境の変化で改善・終結に至った事例」は除く。
- ③ ①及び②のうち、受理時の子どもの年齢が6歳以下であった事例。

当事業において実施したアンケート調査は、短い事業実施期間の中で出来る限り分析や考察を深めることを目指し、対象を「家庭内で起こる身体的虐待であり、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、在宅指導を経て終結に至った事例で、6歳以下の事例」に絞り、児童相談所の介入に影響を与えるだろう要素を可能な限り制限し、シンプルに児童相談所の介入によるケースの変化を捉えようとした。

（当事業のアンケート調査で収集した事例の内訳について）

児童相談所が対応した「身体への暴力による虐待事例」を可能な限り漏れなく対象とするために、「身体的虐待」として取り扱われた事例に加え、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」に該当するものとして取り扱われた事例も対象とした。なお、「〈3〉 ケースワーク調査パート」において収集したケースに関して、「身体的虐待」事例と「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例を区別するために、「主たる虐待者・加害者」（質問（1）の5）、複数回答）の回答を参照した。当事業のアンケート調査で収集した288事例の、「身体的虐待」事例と「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例の内訳を以下に示す。当事業のアンケート調査で収集したケースの8割超が、主たる虐待者・加害者が血縁者であるケースであった（当該質問は複数回答形式となっており、ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待に係る事例につき、虐待者と加害者を分けてそれぞれを回答したと判断できるものもあれば、加害者のみを回答したと思われるものもある。回答データの正確性において限界がある点に留意する必要がある）。

ある)。

図表 41 当事業のアンケート調査で収集した 288 事例の内訳（複数回答）

項目	回答数	割合
血縁者(実父、実母、祖父、祖母 等 ※1)	243	84.4%
血縁関係のない保護者(養父・継父、養母・継母)	22	7.6%
内縁関係(内縁の夫、内縁の妻 等 ※2)	32	11.1%
その他、不明	12	4.2%
ケース数	288	—

※1 「その他」として回答のあった自由記述を確認し、「おじ」といった血縁者と判断できる記載があるものを含めた。

※2 「その他」として回答のあった自由記述を確認し、「(実父や実母の) 交際相手」と記載があるものを含めた。

（当事業のアンケート調査で収集した事例の捉え方について）

アンケート調査においては、「現時点（調査実施時である 2022 年 12 月の時点）までに、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、在宅指導を経て、終結に至った事例」であることの条件を設定し、「重大事案の発生を未然に防ぐことができた事例」を捉える設定とした。なお、「ただし、『死亡・移管・満年齢到達により終結した事例や、児童相談所の介入・支援とは関係なく保護者等の不和を理由とした別離等による家庭環境の変化で改善・終結に至った事例』は除く」という条件も付帯したことで、児童相談所による介入が影響しないケースの変化が調査対象から除かれるよう工夫した。

（3） アンケート調査で収集した援助事例（「身体的虐待」、または、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」）について—虐待の背景等の考察—

当事業のアンケート調査においては、援助方針決定時と終結時の 2 つの時点において、「子どもに見られる事項」、「保護者に見られる事項」、「その他（世帯の状況、地域との関係等）」の 3 カテゴリーにおいて示した 29 項目⁵のうち、「リスク要因」として認識したものがあれば回答するよう求めた。

⁵ 項目は、「子ども虐待対応の手引き」に収載された「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を基に、検討委員会での助言・指導を受けて加筆修正を行い、作成した。

(アンケート調査で用いたリスク要因の整理)

この 29 項目の特徴を理解するために、試行的に、各項目を「虐待の行為に至る背景」として考えられるものと、「虐待の行為を受けて現れる兆候」とに分類し整理した。その結果を以下に示す。

図表 42 リスク要因の整理

	背景	兆候
A 子どもに見られる事項		
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていることがある		1
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある		1
3 過去に新旧混在した傷や入院歴が見られた		1
4 虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である(打撲、火傷など)		1
5 子どもに行動上の問題が見られる		1
6 従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる		1
7 従たる虐待としてネグレクトが見られる		1
8 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安		1
9 子どもの面接場面での様子(例:無表情、表情が暗い、鬱の、身体の緊張、過度のスキンシップを求める 等)		1
10 未熟児、障害児である	1	
11 乳幼児である	1	
B 保護者に見られる事項		
1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる		1
2 保護者の、「このままでは何をすべきかわからない」「殺してしまおう」などの訴え		1
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない	1	
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	1	
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる		1
6 養育態度・知識の問題(例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等)	1	
7 保護者の性格特性に問題がある(例:衝動的、攻撃的、未熟性等)	1	
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある(あった)	1	
9 保護者の生育歴(例:被虐待歴、愛されなかった思い 等)	1	
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない	1	
11 妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた	1	
C その他(世帯の状況、地域との関係等)		
1 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和	1	
2 家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである(保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等)	1	
3 社会的孤立(孤立化、親族との関係不良(対立・過干渉・応援なし) 等)	1	
4 生活環境が不衛生である	1	
5 経済苦(失業・不特定就労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等)	1	
6 転居を繰り返す	1	
7 過去の介入(例:複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等)		1

この整理に基づき、リスク要因を確認すると、以下のようになった。

援助方針決定時に「リスク要因」として認識したものについて、背景として整理した項目においては、「乳幼児である」、「養育態度・知識の問題」、「保護者の性格特性に問題がある」といった項目は、アンケート調査で収集したケースの半数以上に該当していた。

他方、兆候として整理した項目は、「虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である」、「過去の介入」を除いては、回答される割合が3割を下回り、比較的低かった。

次に、終結時に「リスク要因」として認識したものについての回答を確認し、援助方針決定時と比べ、どの程度、認識される数が減ったかを確認した（援助方針決定時にリスク要因として認識していたが、終結時にリスク要因として認識しなかった場合を「リスク消失」としてその割合を算出した）。その結果、原因として整理した項目よりも、兆候として整理した項目の方が、リスク消失割合が比較的高い傾向が見られた。

このことから、虐待を受けた結果として現れる兆候としてのリスク要因は、児童相談所での何等かの対応によって、比較的消失させやすい可能性が考えられた。

図表 43 背景として整理したリスク要因に係る項目のリスク消失割合

背景として整理した項目	援助方針決定時の回答数	うち終結時には認識しなかった数	リスク消失割合
未熟児、障害児である	25	1	4.0%
乳幼児である	185	32	17.3%
保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない	78	61	78.2%
保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	101	70	69.3%
養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等）	148	114	77.0%
保護者の性格特性に問題がある（例：衝動的、攻撃的、未熟性等）	145	77	53.1%
現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある（あった）	12	7	58.3%
保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い 等）	93	27	29.0%
公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない	45	35	77.8%
妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた	16	5	31.3%
家族・同居者間での暴力（DV等）、不和	78	62	79.5%
家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである（保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等）	103	43	41.7%
社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし） 等）	63	37	58.7%
生活環境が不衛生である	12	9	75.0%
経済苦（失業・不定就労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等）	36	19	52.8%
転居を繰り返す	10	5	50.0%

図表 44 兆候として整理したリスク要因に係る項目のリスク消失割合

兆候として整理した項目	援助方針決定時の回答数	うち終結時には認識しなかった数	リスク消失割合
過去に子ども自身が保護・救済を求めていたことがある	14	9	64.3%
過去に生命に危険な行為がなされたことがある	22	8	36.4%
過去に新旧混在した傷や入院歴が見られた	24	13	54.2%
虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）	158	145	91.8%
子どもに行動上の問題が見られる	84	27	32.1%
従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる	3	3	100.0%
従たる虐待としてネグレクトが見られる	57	43	75.4%
保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安	69	63	91.3%
子どもの面接場面での様子（例：無表情、表情が暗い、鬱的、身体の緊張、過度のスキンシップを求める 等）	34	29	85.3%
保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる	17	15	88.2%
保護者の、「このままでは何をしてくすかわからない」「殺してしまいたい」などの訴え	22	21	95.5%
子どもに対する拒否的感情・態度が見られる	31	27	87.1%
過去の介入（例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等）	97	19	19.6%

さらに、「リスク要因」について、「身体的虐待」事例と「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例とに違いがあるかを確認するため、クロス集計を行い、「主たる虐待者・加害者」の別に、児童相談所の職員が援助方

針決定時に「リスク要因」と認識した項目を確認した。その結果、血縁者、血縁関係のない保護者、内縁関係者の別に以下の傾向が見られた。

- ・血縁者

他の主たる虐待者の属性に比べ、B_保護者に見られる事項（7_保護者の性格特性に問題がある）と、C_その他（世帯の状況、地域との関係等）の事項（2_家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである、6_転居を繰り返す）に関して、よりリスク要因であると認識されていないことが見受けられた。

- ・血縁関係のない保護者

他の主たる虐待者の属性に比べ、A_子どもに見られる事項（8_保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安）と、C_その他（世帯の状況、地域との関係等）の事項（1_家族・同居者間での暴力（DV等）、不和、6_転居を繰り返す）に関して、よりリスク要因であると認識されていることが見受けられた。

- ・内縁関係者

他の主たる虐待者の属性に比べ、A_子どもに見られる（1_過去に子ども自身が保護・救済を求めていたことがある）と、C_その他（世帯の状況、地域との関係等）の事項（2_家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである、3_社会的孤立、5_経済苦）に関して、よりリスク要因であると認識されていることが見受けられた。また、他の主たる虐待者の属性に比べ、A_子どもに見られる事項（5_子どもに行動上の問題が見られる、11_乳幼児である）に関して、よりリスク要因であると認識されていないことが見受けられた。

図表 45 援助方針決定時に「リスク要因」と認識した項目（主たる虐待者・加害者別）

※%は各虐待者・加害者のn数を分母として算出 ※有意水準10%とし、P<0.1をハイライト					
	血縁者 n=243	血縁関係ない 保護者 n=22	内縁関係 n=32	その他・不明 n=12	合計 n=309
A 子どもに見られる事項					
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていることがある	4.5%	0.0%	12.5%	8.3%	14
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある	6.6%	13.6%	9.4%	16.7%	22
3 過去に新旧混在した傷や入院歴が見られた	7.4%	9.1%	12.5%	8.3%	24
4 虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）	53.5%	50.0%	56.3%	58.3%	158
5 子どもに行動上の問題が見られる	30.9%	31.8%	12.5%	8.3%	84
6 従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3
7 従たる虐待としてネグレクトが見られる	19.3%	13.6%	21.9%	41.7%	57
8 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安	22.2%	45.5%	31.3%	16.7%	69
9 子どもの面接場面での様子（例：無表情、表情が暗い、鬱的、身体の緊張、過度のスキンシップを求める 等）	12.3%	18.2%	6.3%	0.0%	34
10 未熟児、障害児である	9.5%	9.1%	3.1%	8.3%	25
11 乳幼児である	63.8%	59.1%	46.9%	83.3%	185
B 保護者に見られる事項					
1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる	6.2%	4.5%	3.1%	0.0%	17
2 保護者の、「このままでは何をしてくすかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え	8.6%	0.0%	3.1%	8.3%	22
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない	27.2%	22.7%	31.3%	41.7%	78
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	35.8%	27.3%	25.0%	8.3%	101
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる	11.9%	9.1%	3.1%	8.3%	31
6 養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等）	52.3%	45.5%	53.1%	50.0%	148
7 保護者の性格特性に問題がある（例：衝動的、攻撃的、未熟性等）	48.1%	54.5%	50.0%	50.0%	145
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある（あった）	4.5%	0.0%	6.3%	0.0%	12
9 保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い 等）	32.9%	22.7%	37.5%	8.3%	93
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない	14.8%	13.6%	25.0%	8.3%	45
11 妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた	6.2%	0.0%	3.1%	0.0%	16
C その他（世帯の状況、地域との関係等）					
1 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和	25.9%	50.0%	21.9%	25.0%	78
2 家族状況が不安定。または家庭の状況が変わった、もしくは変わったばかりである（保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等）	32.9%	36.4%	75.0%	33.3%	103
3 社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし） 等）	20.2%	31.8%	40.6%	8.3%	63
4 生活環境が不衛生である	4.1%	0.0%	3.1%	16.7%	12
5 経済苦（失業・不就業、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等）	12.8%	4.5%	25.0%	0.0%	36
6 転居を繰り返す	2.1%	13.6%	6.3%	0.0%	10
7 過去の介入（例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等）	34.2%	36.4%	34.4%	41.7%	97
該当者数	243	22	32	12	309

※カイ二乗検定（一部フィッシャーの正確確立検定）を実施。

（4） ストレングスの考察

当事業のアンケート調査においては、援助方針決定時と終結時の2つの時点において、「経過について」、「子どもについて」、「保護者について」、「家庭環境について」、「市区町村との連携について」、「地域について」の6カテゴリーにおいて示した23項

目⁶のうち、ケースにおいて見られた特徴（ストレングスや強み）としてあてはまるものがあれば回答するよう求めた。

回答結果について、援助方針決定時に見られたストレングスと終結時に見られたストレングスを比較したところ、項目によりその変化の比率に差があることが分かった。特に、「衝動のコントロール」、「子どもの立場に立った見方」、「養育の知識・技術」、「地域、近隣における孤立、トラブル」、「子どもの心理的居場所」といった項目は、援助方針決定時に認識されていた割合が小さいながらも、終結時には、2倍以上の割合で認識されており、児童相談所の介入によりストレングスが強化されたと考えられる。特に認識された割合が大きく増加した項目に示す事項は、児童相談所の対応が奏功しやすいものであると考えられる。

図表 46 援助方針決定時と終結時に認識するストレングス要因の変化

	援助方針決定時に認識		終結時に認識	援助方針決定時と終結時の比
A 状況：児童相談所の提示した再発防止のための提案（親子関係再構築のための計画含む）を受け入れ、経過が良好である	193	67.5%	252	1.3
B 家庭復帰の希望：保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる（あるいはそのように理解できる）	186	65.0%	219	1.2
B 保護者への思い、愛着：保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	134	46.9%	208	1.6
B 健康・発育の状況：成長・発達が順調である	146	51.0%	166	1.1
B 対人関係、情緒の安定：主たる保護者との関係やその他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	108	37.8%	156	1.4
B リスク回避能力：虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる	43	15.0%	77	1.8
C 引取りの希望：子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる	261	91.3%	269	1.0
C 加害行為を認めていること：加害行為を行った事実を認めている	197	68.9%	211	1.1
C 虐待の事実を認めていること：加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる	177	61.9%	237	1.3
C 子どもの立場に立った見方：子どもの立場や気持ちをくみ取ることができる	49	17.1%	131	2.7
C 衝動のコントロール：子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	50	17.5%	143	2.9
C 精神的安定：精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかわりもてる）	94	32.9%	162	1.7
C 養育の知識・技術：子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	51	17.8%	145	2.8
C 児童相談所との協力関係：児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	159	55.6%	239	1.5
C 関係機関との協力関係：児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	129	45.1%	220	1.7
D 地域、近隣における孤立、トラブル：近隣から必要ときに援助が得られる	34	11.9%	71	2.1
D 保護者の関係性：世帯（同居している者の中）に協力して養育に取り組める者がいる	94	32.9%	136	1.4
D 親族との関係：親族から必要ときに援助が得られる	119	41.6%	179	1.5
D 生活基盤の安定：経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている	150	52.4%	188	1.3
D 子どもの心理的居場所：家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある	87	30.4%	178	2.0
E 市区町村の支援：市区町村の支援につなげることができる	127	44.4%	211	1.7
F 地域の受入れ体制：ネットワークでの支援体制が形成できている	127	44.4%	216	1.7
F 地域の支援機能：支援の中心となる機関がある	136	47.6%	228	1.7
ケース数	286	100.0%	—	—

（ケースの特徴とストレングスの関係について）

アンケート調査において回答のあったケースの特徴とストレングスの関係を確認するために、リスク要因として認識された項目への回答を用いて、「保護者の精神的不安

⁶ 項目は、「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト」を基に、検討委員会での助言・指導を受けて加筆修正を行い、作成した。

定さ、判断力の衰弱」、「保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い等）」、「家族・同居者間での暴力（DV等）、不和」「過去の介入（例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴等）」の4項目と、援助方針決定時に見られたストレングスとでクロス集計を行った。ただし、ケースの特徴として確認した項目は、リスク要因として認識された場合のみに回答されるものであり、現にケースがその事象を孕んでいる場合であっても、児童相談所職員がリスク要因であると認識していない場合には回答されていないことに留意する必要がある。

その結果、下記のような特徴が見られた。

- ・保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱

援助方針決定時に「保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱」がリスクとして認識されないケースと比べると、援助方針決定時にはC_保護者について（8_加害行為を認めていること）やE_市区町村との連携について（21_市区町村の支援）のストレングスが見られる場合が多かった。また、終結時にはC_保護者について（8_加害行為を認めていること、12_精神的安定、15_関係機関との協力関係）やD_家庭環境について（18_親族との関係）のストレングスが見られる場合が多かった。

- ・保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった思い等）

援助方針決定時に「保護者の生育歴」がリスクとして認識されないケースと比べると、援助方針決定時にはB_子どもについて（2_家庭復帰の希望、4_健康・発育の状況）のストレングスが見られる場合が多かった。また、終結時にはB_子どもについて（2_家庭復帰の希望、3_保護者への思い、愛着）や保護者について（11_衝動のコントロール）、D_家庭環境について（16_地域、近隣における孤立、トラブル、18_親族との関係）、E_市区町村との連携について（21_市区町村の支援）、F_地域について（地域の受入れ体制）のストレングスが見られる場合が多かった。

- ・家族・同居者間での暴力（DV等）、不和

援助方針決定時に「家族・同居者間での暴力」がリスクとして認識されないケースと比べると、終結時にはB_子どもについて（5_対人関係、情緒の安定）のストレングスが見られる場合が多かった。

- ・過去の介入（例：複数の通告、過去の相談、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴等）

援助方針決定時に「家族・同居者間での暴力」がリスクとして認識されないケースと比べると、援助方針決定時にはB_子どもについて（2_家庭復帰の希望、3_保護者への思い、愛着）や、C_保護者について（9_虐待の事実を認めていること）、F_地域につ

いて（22_地域の受入れ体制）のストレングスが見られる場合が多かった。終結時にはB_子どもについて（2_家庭復帰の希望）やC_保護者について（14_児童相談所との協力関係）、D_家庭環境について（20_子どもの心理的居場所）のストレングスが見られる場合が多かった。

（リスク要因とストレングスの関係について）

リスク要因とストレングスとの関係を確認するために、援助方針決定時にリスク要因として認識された項目と、児童相談所の介入後に発生したストレングス項目（援助方針決定時には見られなかった（回答無し）が、終結時には見られるようになった（回答有り）もの）との相関分析を行った。

その結果、下記に示した項目間で、やや弱いながらも相関が見られた。このことから、例えば、ケースにおいて下記に示したリスク要因を認識した場合には、相関の見られるストレングス項目について注目し、そのストレングスを引き出すことを志向する中で対応におけるヒントが得られる可能性も考えられる。

図表 47 ストレングス要因とリスク要因の関係（相関が見られた項目）

リスク要因		ストレングス
「従たる虐待としてネグレクトが見られる」		「生活基盤の安定」
「保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安」	×	「家庭復帰の希望」
「保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安」	×	「保護者への思い、愛着」
「保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる」	×	「引取りの希望」
「保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる」	×	「親族との関係」
「保護者の、「このままでは何をしでかすかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え」	×	「精神的安定」
「保護者の、「このままでは何をしでかすかわからない」「殺してしまいそう」などの訴え」	×	「保護者の関係性」
「保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱」	×	「精神的安定」
「保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱」	×	「保護者の関係性」
「保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱」	×	「子どもの心理的居場所」
「養育態度・知識の問題」	×	「子どもの立場に立った見方」

第4章 補足的ヒアリング調査

1 目的

児童相談所における相談・援助等の多岐にわたる支援についてより詳細に捉えるため、ヒアリング対象となる児童相談所に対し、回答いただいたアンケート調査（ケースワーク調査パート）について、補足的ヒアリング調査を実施した。

2 調査概要

(1) 補足的ヒアリング調査の対象者

補足的ヒアリングへの協力に承諾を得られた3所に対して補足的ヒアリング調査を実施した。なお補足的ヒアリング調査の結果については極めて個別性の高い内容について伺ったため、ヒアリング調査で得られた情報を公表しないことを前提として協力依頼を行った。さらに、得られた情報の取扱いには細心の注意を払い、本事業の目的以外に使用しないこととした。

(2) 調査の方法

本調査のアンケート調査における〈3〉ケースワーク調査パートの個別事例に関して、アンケート調査（ケースワーク調査パート）で訊ねた内容をさらに理解し、考察を深めるために、補足的ヒアリング調査を実施した。

(3) 調査項目

アンケート調査で事前に〈3〉ケースワーク調査パートとして回答いただいた個別事例の内、「身体的虐待」事例を1つ、「ネグレクトのうちで保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例を1つ、該当する過去の援助事例の計2ケースを取り上げ、当該ケースの概要や、当該ケースにおけるリスク要因、ストレングス、終結に至った主な理由として考えられる事項等について伺った。

図表 48 補足的ヒアリング項目

基本情報
・ ヒアリング調査にご協力くださる方における、児童虐待事案への対応経験年数、有する資格、役職等
事例の概要
・ 通告受理日から終結日までの期間、当時の子どもの年齢 等
当該事例において行った支援や終結に至るまでの事項
・ 実施した支援の種類、虐待再発の状況 等

終結に至ることができた主たる要素に関する事項
① 当該事例において変化が起きた理由（具体的に何があって終結にまで至ることができたのか） ② 虐待の背景に関する見立て（当該事例において、どのような事実から、どのような課題やニーズがあると判断したか） ➤ 当該事例において「リスク要因」として認識したもの（援助方針決定時と終結時、それぞれについて） ③ 当該ケースにおける「強み」（当該事例において、誰もしくは何のどのような点を強みとして活用もしくは引き出して対応したか） ➤ 当該事例において見られた特徴（ストレングスや強み）（援助方針決定時、終結時、それぞれについて） ④ 貴児童相談所の行った対応内容（当該事例において、どういった理由（判断根拠）で、どのような対応をしたか） ⑤ 関係機関との役割分担（当該事例において、どのような目的で、どの機関とどういった役割分担をして、どのような対応をしたか。）

第5章 総合考察

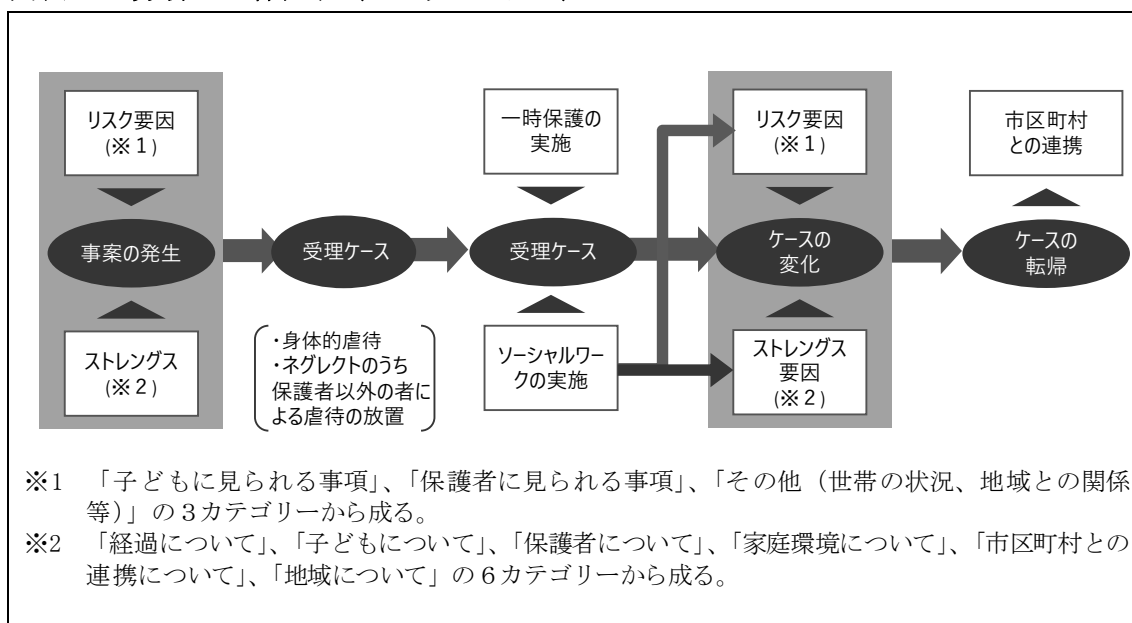
本事業においては、アンケート調査と補足的なヒアリング調査を行うことで、児童相談所が対応した児童虐待事例の背景にある「虐待に至る要因」を把握・整理し、また、児童虐待に至る要因や当該ケースにおけるストレングスをもとにしながら児童相談所が行った対応内容についても把握・整理した。

アンケート調査においては、特に児童虐待事例（ケース）におけるリスク要因やストレングスに焦点を当て、それらの特徴や関係性を調べ、児童相談所の介入により死亡等の重大な結果を防ぐことができる鍵として、リスク要因やストレングスに与える影響、延いては、ケースの変化に与える影響はどのようなものかを探った。

（分析上の枠組みについて）

児童相談所の職員（児童福祉司等）による対応が児童虐待事例（ケース）の変化に対してどのような影響を与えたかを分析するため、本事業におけるアンケート調査や補足的ヒアリング調査（後述）の結果、および、有識者による検討委員会での助言・指導を受けて構築したロジックモデルを下記に示す。

図表 49 分析上の枠組み（ロジックモデル）



上記のモデルにおいては、まず、児童虐待事案の発生に影響を与えるものとして、リスク要因とストレングスを捉えている。また、児童相談所において行われる対応については、児童福祉司等による援助実践（特に子どもや保護者のリスク要因やストレン

グスへ着眼)の状況や市区町村と連携して行われる対応の現状に鑑み、ケースワークよりも広義のソーシャルワークと捉えた。さらに、ソーシャルワークがリスク要因やストレングスに影響を与え、それによってケースの状況も変化するものと考えた。

市区町村との連携については、当事業のアンケート調査においては主題には据えなかったが、アンケート項目や補足的ヒアリング調査において複数の示唆が得られた。例えば、アンケート調査において、「当初感じていた当該ケースにおける課題はどの程度解消されていたか」を訊ねる質問（(3)の2）があり、「課題と思われていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭復帰可能な範囲と判断した」との回答が50.7%と最も多い結果となったが、補足的ヒアリング調査の結果も踏まえると、これは、市区町村において地域資源を用いた支援の方が課題の解決にとってより効果的であることから、役割分担がなされている中で対応が進められていることの表れと考えられる（例えば、リスク要因として最も回答が多いのは、「乳幼児である」という項目であるが、その場合、市区町村の母子保健担当課と連携して対応する場面も多々あることが予想される。その他にも、経済面や生活面における支援についても、市区町村が具体的なサービスを有しているものである）。アンケート調査でストレングスの変化が生じた理由について訊ねた質問（(3)の5）においては、「児相との支援関係が良好であった」（58.0%）に次いで、「市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった」との回答が42.0%と多く、連携して対応することの重要性が表れている。また、最終的に終結に至ることができた主要要素を自由記述式で訊ねたところ（(3)の6）、見守りに次いで地域資源を用いた支援・サービス利用の調整に係る回答が多く、現に、市区町村との連携が積極的に行われていることが考えられた。

（本事業における調査の限界と今後必要な事項）

当事業におけるアンケート調査は、対象を「家庭において発生する身体的虐待事例（「身体的虐待」事例、及び、「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待(身体的虐待)の放置」事例）」に絞った形で行ったため、他の虐待種別を含む全ての児童虐待において共通する事項が確認できていない点に限界がある。また、虐待種別だけではなく、子どもの年齢も低年齢に絞った形で実施したため、高年齢の子どもにおいて共通する事項が確認できていない点にも限界がある。今後は、心理的虐待や性的虐待等、他の虐待種別を含めたり、子どもの年齢を広げたりして、より広範囲な対象を設定して調査研究を行うことが必要である。

アンケート調査の分析は、リスク要因とストレングスに焦点を当てて行った。今回の分析では、1つ1つの項目（要因）を集計し、関係を確認したが、項目（要因）は単独ではなく互いに作用し合いながら、ケースの変化に影響を与えていることが考え

られる。よって、今後は、多因子の影響を確認できるような分析を行うことが有意義である。

さらに、当事業においては、児童相談所を対象としてアンケートを行ったため、市区町村をはじめとする関係機関の動きについては十分に把握しきれていない。よって、今後は、アンケートの対象を広げて行うことで、多角的な視点から、児童虐待ケースの対応内容について把握し考察することで、児童虐待事例への対応をより充実させるための一助になれると考える。

第6章 成果の公表方法

本報告書は、有限責任監査法人トーマツのホームページにて広く一般に公開する。

第7章 資料編

- ・ アンケート調査票
- ・ 単純集計表
- ・ 相関分析結果

厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所における要保護児童等の援助事例の実態に関する調査研究」
児童相談所における要保護児童等の援助事例に関するアンケート調査

<1> 回答者及び施設情報

質問1 あなた(回答者)について、お答えください。
※数値は半角でご記入ください。

※薄い水色の枠内が回答欄です。

質問1回答欄	
児童相談所名	
設置自治体名	
ご回答者のお名前	
連絡先(TEL)	
連絡先(Email)	

質問2 貴児童相談所について、お答えください。
※数値は半角でご記入ください。
※内訳として該当しない枠には0と入力してください。

質問2回答欄		
貴児童相談所が所管する地域の人口 (令和4年4月1日時点)	貴児童相談所が所管する児童相談所が所管する地域の年間出生数(令和4年4月1日時点)	(人)
貴児童相談所における児相虐待相談の対応件数 (令和3年度)		(件)
	常勤職員	
貴児童相談所の総職員数 (令和4年4月1日時点)		(人)
総職員のうち、児童福祉司		(人)
上記、児童福祉司のうち、SV		(人)
総職員のうち、児童心理司		(人)

<2> 貴児童相談所が対応した要保護児童等の援助事例数について(援助事例数調査パート)

質問3 令和2年度(2020年4月1日～2021年3月31日)に貴児童相談所で受理した児童虐待相談の対応件数についてお答えください。
※既に終結しているケースも含みます。また、以下の質問では、このアンケート調査時点の状況として該当する件数をお答えください。
※数値は半角でご記入ください。内訳として該当しない枠には0と入力してください。

児童虐待相談対応件数(令和2年度)	(件) (A)
うち「身体的虐待」事例に該当する件数	(件) (A01)
うち「ネグレクトのうち保護者以外の者による虐待(身体的虐待)の放置」事例に該当する件数	(件) (A02)
計(自動)	(件) (A') (=A01+A02) (=B+C)

(A')のうち一時保護をした件数

(件) (B) (=H+I)

(A')のうち一時保護をしなかった件数

(件) (C)

うち一時保護後に家庭復帰(注1)した件数		(件) (H) (=H01+H02)
うち一時保護後に施設入所等の措置(注2)を終了しに家庭復帰と同時に終了した件数(在宅指導なし)		(件) (h01)
うち一時保護後に施設入所等の措置を終了しに家庭復帰→在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終了した件数		(件) (h02)
うち一時保護後に施設入所等の措置を終了しに家庭復帰→在宅指導→終結件数(上記h02を除く)		(件) (h03)
うち一時保護後に施設入所等の措置を終了しに家庭復帰→在宅指導→係属中(未終結)の件数		(件) (h04)
うち一時保護後に施設入所等の措置を終了しに家庭復帰した事例で上記(h01～h04)以外のもの		(件) (h05)
小計(自動)		(件) (H01) (=h01+…h05)
うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰と同時に終了した件数(在宅指導なし)		(件) (h06)
うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終了した件数		(件) (h07)
うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導→終結件数(上記を除く)		(件) (h08)
うち一時保護後に施設入所等の措置→家庭復帰→在宅指導→係属中(未終結)		(件) (h09)
うち一時保護後に施設入所等の措置が採られた後に家庭復帰した事例で上記(h06～h09)以外のもの		(件) (h010)
小計(自動)		(件) (H02) (=h06+…h010)
うち一時保護後に家庭復帰していない件数		(件) (I) (=I01+…I05)
うち、一時保護中にケース移管/死亡/満年齢到達により終了した事例		(件) (I01)
うち、一時保護後に施設入所等の措置が採られ、当該措置中にケース移管/死亡/満年齢到達により終了した事例		(件) (I02)
うち、一時保護後に施設入所等の措置が採られ、現在も継続中の事例		(件) (I03)
うち、一時保護後に施設入所等の措置を終了しに施設と同時に終了した事例(親族里親の場合等で、保護者のいる元いた家庭に送らず終了した事例等)		(件) (I04)
うち、上記(I01～I04)以外で一時保護に家庭復帰していない件数		(件) (I05)
【再掲】		
(B) の該当事例のうち、在宅指導中に再通告があり虐待の再発が確認された件数	(件)	
(B) の該当事例のうち、在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置を採った件数	(件)	

(注1) この調査では、「家庭復帰」は、保護者のいる元いた家庭に送ったケースを言います。親族里親(あるいは、養育里親である親族への委託)の場合は、「施設入所等の措置」に含めてください。
(注2) この調査では、「施設等入所等の措置」は、里親・ファミリーホームへの委託も含みます。

<3> 個別の援助事例について(ケースワーク調査パート)

○このパートでは、下記の3つの条件にあてはまる事例、計3事例について以降の質問にお答えください。

【回答いただきたい事例の条件】

- ① 令和元年度以降に受理した虐待相談事例のうち、「身体的虐待」事例または「ネグレクトのうちで保護者以外の者による虐待(身体的虐待)の放置」事例に該当する事例。
- ② ①のうち、現時点までに、一時保護後に施設入所等の措置を経ずに家庭復帰し、在宅指導を経て、終結に至った事例。
ただし、「死亡・移管・満年齢到達により終結した事例や、児童相談所の介入・支援とは関係なく保護者等の不和を理由とした別離等による家庭環境の変化で改善・終結に至った事例」は除く。
- ③ ①及び②のうち、受理時の子どもの年齢が6歳以下であった事例。

回答いただく3事例について

上記の3つの条件にあてはまるものとして、「ネグレクトのうちで保護者以外の者による虐待(身体的虐待)の放置(以降、「ネグレクト」と言う。)」に該当する事例がある場合は、その事例を必ず1つ回答してください。

その場合には、「身体的虐待」に該当する事例を2つ回答してください。

上記の3つの条件にあてはまるものとして、「ネグレクト」に該当する事例がなければ、「身体的虐待」に該当する事例を3つ回答してください。

※可能な限り、3事例分を回答いただけますと幸いです。

事例1

(1) 回答いただく事例の概要をお伺いします。

- 1) 当該ケースの通告を受理した日、一時保護を行った日、家庭復帰に至った日、終結した日について、年月日をお答えください。また、通告受理当時の子どもの年齢についてもお答えください。

※複数回実施した場合は、当該事例における最初の時点についてお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※該当しない枠には「なし」と入力してください。

1) 回答欄			
	年(西暦)	月	日
通告を受理した日			子どもの年齢 (歳)
一時保護を実施した日			(歳)
一時保護を解除した日			(歳)
家庭復帰に至った日			(歳)
終結した日			(歳)

- 2) 一時保護は同意によるものですか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 同意による一時保護であった
2. 同意によらない一時保護であった

2) 回答欄

- 3) 当該ケースの通告元となった機関をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 医療機関
2. 警察
3. 市区町村
4. 子どもの所属機関(保育所、学校等)
5. 近隣
6. 上記以外

3) 回答欄

- 4) 子どもの性別をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 男児
2. 女児

「6. 上記以外」の自由記述欄

4) 回答欄

5) 主たる虐待者・加害者をお答えください。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

5)回答欄	
実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

6) 一時保護実施時に同居していた保護者をお答えください(複数回答実施した場合は最初の保護時)。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

6)回答欄	
実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

(2)ここから、援助方針等の決定時に関する事項についてお伺いします。

1) 下記のうち、当該事例において「リスク要因」として認識したものがあれば、すべてお選びください。(①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)

※複数回答可。該当するすべての項目の横で「」を選択してください。

	【①援助方針決定時】	【②終結時】
A 子どもに見られる事項		
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていることがある		
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある		
3 過去に新旧滞在した構や入院歴が見られた		
4 虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である(打撲、火傷など)		
5 子どもに行動上の問題が見られる		
6 彼たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる		
7 彼たる虐待としてネグレクトが見られる		
8 保護者への拒否感、恐れ、おひえ、不安		
9 子どもとの面接場面での様子(例:無表情、表情が暗い、驚的、身体の緊張、過度のスキミングを求める 等)		
10 未熟児、障害児である		
11 乳幼児である		
B 保護者に見られる事項		
1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる		
2 保護者の、「このままでは何をすべきかわからない」察してしまいそうなどの訴え		
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない		
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱		
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる		
6 養育態度・知識の問題(例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等)		
7 保護者の性格特性に問題がある(例:衝動的、攻撃的、未熟性等)		
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある(あった)		
9 保護者の生育歴(例:複虐待歴、愛されなかった思い、等)		
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない		
11 妊娠前に特定妊婦のケースとして取り扱われた		
C その他(世帯の状況、地域との関係等)		
1 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和		
2 家族状況が不安定。または家族の状況が変わった、もしくは変わったばかりである(保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等)		
3 社会的孤立(孤立化、親族との関係不良(対立・過干渉・応酬なし) 等)		
4 生活環境が不衛生である		
5 経済苦(失業・不労、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等)		
6 転居を繰り返す		
7 過去の介入(例:複虐待の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等)		

(3)ここから、当該事例で行った支援や終結に関する事項についてお伺いします。

- 1) 当該事例において、実施した支援をすべてお答えください。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

1)回答欄	
措置によらない指導	助言指導
	継続指導
	多機関あわせん
	児童福祉司指導
措置による指導	市区町村指導
	児相家庭支援センター指導
	その他の措置による指導
訓戒、誓約措置	
上記以外の支援(下記へ追記)	

「上記以外の支援」の自由記述欄

- 2) 当該事例において、家庭療育の段階で、当初感じていた当該ケースにおける課題はどの程度解消されましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 1.課題と思われていたものは完全に解消されていた
2.課題と思われていたものはほぼ解消されていた
3.課題と思われていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭療育可能な範囲と判断した

2)回答欄

- 3) 終結に至るまでに、当該事例において、虐待再発により一時保護を2回以上行いましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 1.はい
2.いいえ

3)回答欄

※「1. はい」と回答した場合は、一時保護の回数をお答えください。 ※最初に行った一時保護を含む回数をお答えください。

回数回答欄
(回)

4) 下記のうち、当該事例において見られた特徴(ストレスや痛み)としてあてはまるものをお選びください。(①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)

※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

		【①援助方針決定時】	【②終結時】
A	経過について		
B	子どもについて		
	1 状況:児童相談所の提示した再発防止のための提案(親子関係再構築のための計画含む)を受け入れ、経過が良好である		
	2 保護者への思い、意欲:保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる		
	3 健康・発育の状況・成長・発達:発達が順調である		
	4 対人関係、情緒の安定:主たる保護者その他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している		
	5 リスク回避能力:虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる		
C	保護者について		
	1 引き取りの希望:子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる		
	2 加害行為を認めていること:加害行為を行った事実を認めている		
	3 虐待の事実を認めていること:加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる		
	4 子どもの立場に立った見方:子どもの立場や気持ちよくみ取ることができる		
	5 衝動のコントロール:子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる		
	6 精神的安定:精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりかもある)		
	7 養育の知識・技術:子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる		
	8 児童相談所との協力関係:児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる		
	9 関係機関との協力関係:児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる		
D	家庭環境について		
	1 地域、近隣における孤立、トラブル:近隣から必要なときに援助が得られる		
	2 保護者の関係性:世帯(同居している者の中に協力して養育に取り組める者がいる		
	3 親族との関係:親族から必要なときに援助が得られる		
	4 生活基盤の安定:経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている		
	5 子どもの心理的居場所:家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある		
E	市区町村との連携について		
	1 市区町村の支援:市区町村の支援につなげることができる		
F	地域について		
	1 地域の受入れ体制:ネットワークでの支援体制が形成できている		
	2 地域の支援機能:支援の中心となる機関がある		

5) 上記「4)」で回答した変化が起きた理由としてあてはまるものすべてを選び、具体的に何があって最終まで至ることができたのか、教えてください。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で「」を選択してください。

1	世帯構成に変化があった
2	保護者の精神的な状態が安定した
3	見相との支援関係が良好であった(良好になった)
4	市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった(良好になった)
5	子どもへの支援プログラムが効果をあげた
6	保護者への支援プログラムが効果をあげた
7	世帯の抱える経済的ニーズが充足されるようになった
8	見相と関係機関との間で意思疎通がうまくいった(いくようになった)
9	見相内での意思疎通がうまくいった(いくようになった)
10	親族などの新しい支援資源が利用可能になった
11	上記にあてはまらないもの
12	よくわからないがリスクや危険因子が解消された

※左の枠で「1」と回答した場合、具体的に何があって最終まで至ることが出来たのかをお書きください

6) 最終的に最終に至ることができた主たる要素と思われることを、①虐待の背景に関する見立て、②当該ケースにおける「強み」、③関係機関との役割分担、④児童虐待相談所が行った対応内容の観点から、挙げてください。

6)回答欄	
①虐待の背景に関する見立て(当該事例において、どのような課題やニーズがあったと考えるか)	
②当該ケースにおける「強み」(当該事例において、どのような点を強みとして引き出し対応したか)	
③関係機関との役割分担(当該事例において、どの機関とどのような目的で、どのような役割分担をして対応したか。)	
④児童虐待相談所が行った対応内容(当該事例において、どのような対応を、どのような理由から行ったか)	

事例2

(1)回答いただく事例の概要をお伺いします。

1) 当該ケースの通告を受理した日、一時保護を行った日、家庭復帰に至った日、終結した日について、年月日をお答えください。また、通告受理当時の子どもの年齢についてもお答えください。

※複数回答実施した場合は、当該事例における最初の時点についてお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※該当しない枠には「なし」と入力してください。

1)回答欄			
	年(西暦)	月	日
通告を受理した日			子どもの年齢
一時保護を実施した日			(歳)
一時保護を終結した日			(歳)
家庭復帰に至った日			(歳)
終結した日			(歳)

2) 一時保護は同意によるものですか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 同意による一時保護であった
2. 同意によらない一時保護であった

2)回答欄

3) 当該ケースの通告元となった機関をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 医療機関
2. 警察
3. 市区町村
4. 子どもの所属機関(保育所、学校等)
5. 近隣
6. 上記以外

3)回答欄

「6. 上記以外」の自由記述欄

4) 子どもの性別をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 男児
2. 女児

4)回答欄

5) 主たる虐待者・加害者をお答えください。

※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

5)回答欄

実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

6) 一時保護実施時に同居していた保護者をお答えください(複数回答実施した場合は最初の保護時)。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

6)回答欄	
実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

(2)ここから、援助方針等の決定時に関する事項についてお伺いします。

1) 下記のうち、当該事例において「リスク要因」として認識したものがあれば、すべてお選びください。(①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

【①援助方針決定時】		【②終結時】	
A 子どもに見られる事項			
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていることがある			
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある			
3 過去に新旧現在した傷や入院歴が見られた			
4 虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である(打撲、火傷など)			
5 子どもにも行動上の問題が見られる			
6 従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる			
7 従たる虐待としてネグレクトが見られる			
8 保護者への拒否感、恐れ、おひえ、不安			
9 子どもの面接場面での様子(例:無表情、表情が暗い、體的、身体の緊張、過度のスキミングを求める 等)			
10 未熟児、障害児である			
11 乳幼児である			
B 保護者に見られる事項			
1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる			
2 保護者の、「このままでは何をしてもかわからない」「親してしまいそう」などの訴え			
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない			
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱			
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる			
6 養育態度・知識の問題(例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等)			
7 保護者の性格特性に問題がある(例:衝動的、攻撃的、未熟性等)			
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある(あった)			
9 保護者の生育歴(例:被虐待歴、愛されなかった思い 等)			
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない			
11 妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた			

C その他(世帯の状況、地域との関係等)

1 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和			
2 家族状況が不安定。または家族の状況が変わった、もしくは変わったばかりである(保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等)			
3 社会的孤立(孤立化、親族との関係不良(対立・過干渉・応酬なし) 等)			
4 生活環境が不衛生である			
5 経済苦(失業・不労所得、多額の借金、生活保護の受給 等)			
6 転居を繰り返す			
7 過去の介入(例: 福祉の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等)			

(3)ここから、当該事例で行った支援や終結に関する事項について伺います。

- 1) 当該事例において、実施した支援をすべてお答えください。
※複数回答可。該当するすべての項目の欄で1を選択してください。

1)回答欄	
措置によらない指導	助言指導
	継続指導
	多機関あわせん
措置による指導	児童福祉司指導
	市区町村指導
	児相家庭支援センター指導
	その他の措置による指導
訓戒、誓約措置	
上記以外の支援(下記へ連記)	

「上記以外の支援」の自由記述欄

- 2) 当該事例において、家庭療育の段階で、当初懸っていた当該ケースにおける課題はどの程度解消されましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 1.課題と思われていたものは完全に解消されていた
2.課題と思われていたものはほぼ解消されていた
3.課題と思われていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭療育可能な範囲と判断した

2)回答欄

- 3) 終結に至るまでに、当該事例において、虐待再発により一時保護を2回以上行いましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 1.はい
2.いいえ

3)回答欄

※「1. はい」と回答した場合は、一時保護の回数をお答えください。 ※最初に1回行った一時保護を含む回数をお答えください。

回数回答欄
(回)

4) 下記のうち、当該事例において見られた特徴(ストレスや痛み)としてあてはまるものをお選びください。(①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)

※複数回答可。該当するすべての項目の横で「」を選択してください。

		【①援助方針決定時】	【②終結時】
A	経過について		
B	子どもについて		
	1 状況:児童相談所の提示した再発防止のための提案(親子関係再構築のための計画含む)を受け入れ、経過が良好である		
	2 保護者への思い、意欲:保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる		
	3 健康・発育の状況・成長・発達:順調である		
	4 対人関係、情緒の安定:主たる保護者その他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している		
	5 リスク回避能力:虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる		
C	保護者について		
	1 引き取りの希望:子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる		
	2 加害行為を認めていること:加害行為を行った事実を認めている		
	3 虐待の事実を認めていること:加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる		
	4 子どもの立場に立った見方:子どもの立場や気持ちよくみ取ることができる		
	5 衝動のコントロール:子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる		
	6 精神的安定:精神的に安定している(必要に応じて医療機関とのかわりかもある)		
	7 養育の知識・技術:子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる		
	8 児童相談所との協力関係:児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる		
	9 関係機関との協力関係:児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる		
D	家庭環境について		
	1 地域、近隣における孤立、トラブル:近隣から必要なときに援助が得られる		
	2 保護者の関係性:世帯(同居している者の中に協力して養育に取り組める者がいる		
	3 親族との関係:親族から必要なときに援助が得られる		
	4 生活基盤の安定:経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている		
	5 子どもの心理的居場所:家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある		
E	市区町村との連携について		
	1 市区町村の支援:市区町村の支援につなげることができる		
F	地域について		
	1 地域の受入れ体制:ネットワークでの支援体制が形成できている		
	2 地域の支援機能:支援の中心となる機関がある		

5) 上記「4)」で回答した変化が起きた理由としてあてはまるものすべてを選び、具体的に何があって最終まで至ることができたのか、教えてください。

※複数回答可。該当するすべての項目の横で「」を選択してください。

- 1

世帯構成に変化があった
- 2

保護者の精神的な状態が安定した
- 3

児相との支援関係が良好であった(良好になった)
- 4

市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった(良好になった)
- 5

子どもへの支援プログラムが効果をあげた
- 6

保護者への支援プログラムが効果をあげた
- 7

世帯の抱える経済的ニーズが充足されるようになった
- 8

児相と関係機関との間で意思疎通がうまくいった(いくようになった)
- 9

児相内での意思疎通がうまくいった(いくようになった)
- 10

親族などの新しい支援資源が利用可能になった
- 11

上記にあてはまらないもの
- 12

よくわからないがリスクや危険因子が解消された

※左の枠で「1」と回答した場合、具体的に何があって最終まで至ることが出来たのかをお書きください

6) 最終的に最終に至ることができた主な要素と思われることを、①虐待の背景に関する見立て、②当該ケースにおける「強み」、③関係機関との役割分担、④児童福祉相談所の行った対応内容の観点から、挙げてください。

6)回答欄	
①虐待の背景に関する見立て(当該事例において、どのような課題やニーズがあったと考えるか)	
②当該ケースにおける「強み」(当該事例において、どのような点を強みとして引き出し対応したか)	
③関係機関との役割分担(当該事例において、どの機関とどのような目的で、どういった役割分担をして対応したか。)	
④児童福祉相談所の行った対応内容(当該事例において、どのような対応を、どういった理由から行ったか)	

事例3

(1)回答いただく事例の概要をお伺いします。

1) 当該ケースの通告を受理した日、一時保護を行った日、家庭復帰に至った日、終結した日について、年月日をお答えください。また、通告受理当時の子どもの年齢についてもお答えください。

※複数回答実施した場合は、当該事例における最初の時点についてお答えください。

※数値は半角でご記入ください。

※該当しない枠には「なし」と入力してください。

1)回答欄			
	年(西暦)	月	日
通告を受理した日			
一時保護を実施した日			
一時保護を終結した日			
家庭復帰に至った日			
終結した日			

2) 一時保護は同意によるものですか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 同意による一時保護であった
2. 同意によらない一時保護であった

2)回答欄

3) 当該ケースの通告元となった機関をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 医療機関
2. 警察
3. 市区町村
4. 子どもの所属機関(保育所、学校等)
5. 近隣
6. 上記以外

3)回答欄

「6. 上記以外」の自由記述欄

4) 子どもの性別をお答えください。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1. 男児
2. 女児

4)回答欄

5) 主たる虐待者・加害者をお答えください。

※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

5)回答欄

実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

- 6) 一時保護実施時に同居していた保護者をお答えください(複数回答した場合最初の保護時)。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

6)回答欄	
実父	
養父・継父	
内縁の夫	
祖父	
実母	
養母・継母	
内縁の妻	
祖母	
その他	

「その他」の自由記述欄

(2)ここから、援助方針等の決定時に關する事項についてお伺いします。

- 1) 下記のうち、当該事例において「リスク要因」として認識したものがあれば、すべてお選びください (①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)
※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

	【①援助方針決定時】	【②終結時】
A 子どもに見られる事項		
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていたことがある		⇨
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある		⇨
3 過去に新旧滞在した構や入院歴が見られた		⇨
4 虐待に起因している可能性がある怪我が頻発できる状態である(打撲、火傷など)		⇨
5 子どもにも行動上の問題が見られる		⇨
6 従たる虐待として性的虐待あるいはその疑いも見られる		⇨
7 従たる虐待としてネグレクトが見られる		⇨
8 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安		⇨
9 子どもの面接場面での子(例:無表情、表情が暗い、體的、身体の緊張、過度のスキミングを求める 等)		⇨
10 未熟児、障害児である		⇨
11 乳幼児である		⇨

B 保護者に見られる事項

1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる			⇨	
2 保護者の、「このままでは何をすべきかわからない」「殺してしまいたい」「殺す」といった発言			⇨	
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない			⇨	
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱			⇨	
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる			⇨	
6 養育態度・知識の問題(例:意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等)			⇨	
7 保護者の性格特性に問題がある(例:衝動的、攻撃的、未熟性 等)			⇨	
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある(あった)			⇨	
9 保護者の生育歴(例:被虐待歴、愛されなかった思い 等)			⇨	
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない			⇨	
11 妊娠中に特定妊婦のケースとして取り扱われた			⇨	
C その他(世帯の状況、地域との関係等)				
1 家族・同居者間での暴力(DV等)、不和			⇨	
2 家族状況が不安定。または家族の状況が変わった、もしくは変わったばかりである(保護者等の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等)			⇨	
3 社会的孤立(孤立化、親族との関係不良(対立・過干渉・応酬なし) 等)			⇨	
4 生活環境が不衛生である			⇨	
5 経済苦(失業・不労所得、多額の借金、生活保護の受給 等)			⇨	
6 転居を繰り返す			⇨	
7 過去の介入(例:権限の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等)			⇨	

(3)ここから、当該事例で行った支援や終結に関する事項についてお伺いします。

- 1) 当該事例において、実施した支援をすべてお答えください。
※複数回答可。該当するすべての項目の横で「」を選択してください。

1)回答欄	
措置によらない指導	助言指導
	継続指導
	多機関あわせん
	児童福祉司指導
措置による指導	市区町村指導
	児相家庭支援センター指導
	その他の措置による指導
訓戒、警約措置	
上記以外の支援(下記へ連記)	

「上記以外の支援」の自由記述欄

- 2) 当該事例において、家庭環境の段階で、当初懸っていた当該ケースにおける課題はどの程度解消されていきましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

- 1.課題と懸わっていたものは完全に解消されていた
2.課題と懸わっていたものはほぼ解消されていた
3.課題と懸わっていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭復帰可能な範囲と判断した

2)回答欄

3)回答欄

回数回答欄
(回)

3) 終結に至るまでに、当該事例において、虐待再発により一時保護を2回以上行いましたか。

※下記選択肢のうちあてはまる番号を1つ枠内で選択してください。

1.はい

2.いいえ

※「1.はい」と回答した場合は、一時保護の回数をお答えください。 ※最初に行った一時保護を含む回数をお答えください。

4) 下記のうち、当該事例において見られた特徴(ストレスや強み)としてあてはまるものをお選びください (①援助方針決定時、②終結時という2つの局面ごとにお答えください)

※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

【①援助方針決定時】

A 経過について	➡		➡		【②終結時】
1 状況:児童相談所の提示した再発防止のための提案(親子関係再構築のための計画含む)を受け入れ、経過が良好である					

B 子どもについて					
1 家庭再建の希望:保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる(あるいはそのように理解できる)					
2 保護者への思い、愛着:保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接関ができる					
3 健康・発育の状況:成長・発達が順調である					
4 対人関係、情緒の安定:主たる保護者その他の者との対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している					
5 リスク回避能力:虐待の再発等危機状況にあるとき、相談するなどして危機回避ができる					

C 保護者について					
1 引き取りの希望:子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる					
2 加害行為を認めていること:加害行為を行った事実を認めている					
3 虐待の事実を認めていること:加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる					
4 子ども立場に立った見方:子どもの立場や気持ちをくみ取ることができる					
5 衝動のコントロール:子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる					
6 精神的安定:精神的に安定している(必要に応じて医療機関とかかわりがもてる)					
7 養育の知識・技術:子どもの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる					
8 児童相談所との協力関係:児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる					
9 関係機関との協力関係:児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる					

D 家庭環境について					
1 地域、近隣における孤立、トラブル:近隣から必要ときに援助が得られる					
2 保護者の関係性:世帯(同居している者の中)に協力して養育に取り組める者がいる					
3 親族との関係:親族から必要ときに援助が得られる					
4 生活基盤の安定:経済面、住環境面での生活基盤が安定的に確保されている					
5 子ども心理的居場所:家族関係が良好で、家庭内に子どもの心理的な居場所がある					

E 市区町村との連携について					
1 市区町村の支援:市区町村の支援につなげることができる					

F 地域について					
1 地域の受入れ体制:ネットワークでの支援体制が形成できている					
2 地域の支援機能:支援の中心となる機関がある					

- 5) 上記「4」で回答した変化が起きた理由としてあてはまるものをすべて選び、具体的に何があったことで至るまで終結まで至ることができたのか、教えてください。

※複数回答可。該当するすべての項目の横で1を選択してください。

- 1 世帯構成に変化があった
- 2 保護者の精神的な状態が安定した
- 3 児相との支援関係が良好であった(良好になった)
- 4 市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった(良好になった)
- 5 子どもへの支援プログラムが効果をあげた
- 6 保護者への支援プログラムが効果をあげた
- 7 世帯の抱える経済的ニーズが充足されるようになった
- 8 児相・関係機関間との間で意思疎通がうまくいった(いくようになった)
- 9 児相内での意思疎通がうまくいった(いくようになった)
- 10 親族などの新しい支援資源が利用可能になった
- 11 上記にあてはまらないもの
- 12 よくわからないがリスクや危険因子が解消された

※左の枠で「1」に回答した場合、具体的に何があって終結まで至ることが出来たのかをお書きください

[illegible][illegible]

- 6) 最終的に^①終結に至ることができた主たる要素と思われることを、①虚待の背景に関する見立て、②当該ケースにおける「強み」、③関係機関との役割分担、④貴児童相談所が行った対応内容の観点から、挙げてください。

6) 回答欄
① 虐待の背景に関する見立て(当該事例において、どのような課題やニーズがあったと考えるか)
② 当該ケースにおける「強み」(当該事例において、どのような点を強みとして引き出し対応したか)
③ 関係機関との役割分担(当該事例において、どの機関とどのような目的で、どのような役割分担をして対応したか。)
④ 児童虐待相談所の行った対応内容(当該事例において、どのような対応を、どのような理由から行ったか)

質問は以上です。ご回答いただきありがとうございました。

< 1 > 施設情報

質問2 貴児童相談所が所管する地域の人口

総人口	回答数	割合
20万人未満	17	12.8%
20万人以上～40万人未満	37	27.8%
40万人以上～60万人未満	26	19.5%
60万人以上～80万人未満	27	20.3%
80万人以上～100万人未満	10	7.5%
100万人以上～120万人未満	7	5.3%
120万人以上～140万人未満	4	3.0%
140万人以上	5	3.8%
無回答	0	0.0%
合計	133	100.0%

質問2 貴児童相談所が所管する地域の年間出生数（令和4年4月1日時点）

25出生数	回答数	割合
1千人未満	17	12.8%
1千人以上～2千人未満	27	20.3%
2千人以上～3千人未満	13	9.8%
3千人以上～4千人未満	11	8.3%
4千人以上～5千人未満	20	15.0%
5千人以上～6千人未満	9	6.8%
6千人以上～7千人未満	9	6.8%
7千人以上	17	12.8%
無回答	10	7.5%

質問2 貴児童相談所における児相虐待相談の対応件数（令和3年度）

	回答数	割合
50件以下	5	3.8%
51件以上～100件	6	4.5%
101件以上～200件	14	10.5%
201件以上～300件	7	5.3%
301件以上～400件	8	6.0%
401件以上～500件	10	7.5%
501件以上～600件	8	6.0%
601件以上～700件	9	6.8%
701件以上～800件	6	4.5%
801件以上～900件	6	4.5%
901件以上～1000件	8	6.0%
1001件以上	43	32.3%
無回答	3	2.3%
合計	133	100.0%

児相虐待相談の対応件数合計

	122,128
--	---------

質問2 貴児童相談所の総職員数（令和4年4月1日時点）

	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員
5名以下	0	34	0.0%	25.6%
6～10名	4	21	3.0%	15.8%
11～15名	8	17	6.0%	12.8%
16～20名	14	12	10.5%	9.0%
21～25名	9	15	6.8%	11.3%
26～30名	8	6	6.0%	4.5%
31名以上	90	27	67.7%	20.3%
無回答	0	1	0.0%	0.8%
合計	133	133	100.0%	100.0%

質問2 総職員のうち、児童福祉公司及SV、児童心理司

	児童福祉会社			SV			児童心理司			児童福祉会社			SV			児童心理司		
	常勤職員	非常勤職員	117	106	117	40	112	5.3%	18.8%	87.2%	79.7%	88.0%	非常勤職員	非常勤職員	88.0%	非常勤職員	非常勤職員	非常勤職員
5名以下	7	116																
6～10名	25	1	21	0	41	4	18.8%	0.8%	15.6%	0.0%	0.0%	0.0%	30.1%	84.2%				
11～15名	14	0	34	5	0	34	1	10.5%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	25.6%	0.8%				
16～20名	18	0	11	0	11	1	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	0.8%				
21～25名	18	0	0	0	0	3	0	13.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%				
26～30名	19	0	0	0	0	1	0	14.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%				
31名以上	32	0	0	0	0	3	0	24.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%				
無回答	0	16	0	16	0	15	0	0.0%	12.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	11.3%				
合計	133	133	133	133	133	133	133	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%				

< 2 > 貴児童相談所が対応した要保護児童等の援助事例数について（援助事例数調査(パート)）

質問3 令和2年度（2020年4月1日～2021年3月31日）に貴児童相談所で受理した児童虐待相談の対応件数

		件数計	平均数	最小数	最大数	標準偏差
(A) 児童虐待相談対応件数		119,376	918.3	16	5,121	889.9
(A-1) うち「身体的虐待」事例に該当する件		29,014	223.2	6	1,592	230.3
(A-2) うち「ネグレクト」のうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例に該当する件数		653	5.2	0	107	11

各事例の割合

	(A-1)「身体 的虐待」事 例に該当 する件数	(A-2)「ネグ レクト」の うち保護者 以外の者 による 虐待（身 体的虐待） の放置」事 例に該当 する件数	(A-1)「身体 的虐待」事 例に該当 する件数 の割合	(A-2)「ネグ レクト」の うち保護者 以外の者 による 虐待（身 体的虐待） の放置」事 例に該当 する件数 の割合
10%未満	1	124	0.8%	93.2%
10～20%未満	28	1	21.1%	0.8%
20～30%未満	80	1	60.2%	0.8%
30～40%未満	18	0	13.5%	0.0%
40～50%未満	3	0	2.3%	0.0%
50～60%未満	0	0	0.0%	0.0%
60～70%未満	0	0	0.0%	0.0%
70～80%未満	0	0	0.0%	0.0%
80～90%未満	0	0	0.0%	0.0%
90～100%未満	0	0	0.0%	0.0%
100%	0	0	0.0%	0.0%
無回答	3	7	2.3%	5.3%
合計	133	133	100.0%	100.0%

※無回答は、「Aの1」「Aの2」のどちらかが無回答で割合が算出できなかった場合
(以下の割合に対する無回答も同様)

以下の集計対象は、(A-1)「身体的虐待」事例 or (A-2)「ネグレクト」のうち保護者以外の者による虐待（身体的虐待）の放置」事例への該当ケース

	件数計	平均数	最小数	最大数	標準偏差
(B) 一時保護を実施した件数	4,829	38.3	0	170	32.5
(C) 一時保護を実施しなかった件数	21,812	164	0	1,452	196.7
一時保護をしなかったかどうか不明な件数	3,026	—	—	—	—

各対応の割合

	(B)一時保護 後に変更し た件数	(C)一時保 護を実施し た件数	(B)一時保 護を実施し た件数	(C)一時保 護を実施し た件数
10%未満	20	0	15.0%	0.0%
10～20%未満	50	0	37.6%	0.0%
20～30%未満	25	1	18.8%	0.8%
30～40%未満	15	2	11.3%	1.5%
40～50%未満	11	2	8.3%	1.5%
50～60%未満	2	10	1.5%	7.5%
60～70%未満	2	15	1.5%	11.3%
70～80%未満	1	25	0.8%	18.8%
80～90%未満	0	49	0.0%	36.8%
90～100%未満	0	17	0.0%	12.8%
100%	0	1	0.0%	0.8%
無回答	7	11	5.3%	8.3%
合計	133	133	100.0%	100.0%

一時保護実施ケースの内訳

	件数計	平均数	最小数	最大数	標準偏差
(B) (再建) 一時保護を実施した件数	4,829	38.3	0	170	32.5
(H) うち一時保護後に家庭復帰した件数	4,107	32.6	0	170	29.2
(h-1) 家庭復帰と同時に終結した件数（在宅指導なし）	428	3.5	0	37	6.6
(h-2) 在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した件数	110	0.9	0	19	2.1
(h-3) 在宅指導→終結件数（上記の2を除く）	2,424	19.4	0	120	20.8
(h-4) 在宅指導→係属中（未終結）の件数	771	6.3	0	99	12
(h-5) 上記（h01～h04）以外のもの	137	1.1	0	28	4
(h-6) 小計	3,870	29.5	0	170	28.8
(h-7) 家庭復帰と同時に終結した件数（在宅指導なし）	26	0.2	0	15	1.5
(h-8) 家庭復帰→在宅指導中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した件数	17	0.2	0	3	0.5
(h-9) 家庭復帰→在宅指導→終結件数（上記を除く）	81	0.7	0	10	1.4
(h-10) 家庭復帰→在宅指導→係属中（未終結）	76	0.7	0	7	1.4
(H-2) 上記（h06～h09）以外のもの	7	0.1	0	3	0.4
(0) 小計	207	1.6	0	18	2.8
(0-1) うち一時保護後に家庭復帰していない件数	692	5.7	0	31	5.7
(0-2) 一時保護中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した事例	29	0.3	0	4	0.7
(0-3) 一時保護後に施設入所等の措置が採られ、当該措置中にケース移管/死亡/満年齢到達により終結した事例	28	0.3	0	6	0.7
(0-4) 一時保護後に施設入所等の措置が採られ、現在も継続中の事例	537	4.4	0	26	4.9
(0-5) 上記（h01～h04）以外のもの	15	0.1	0	3	0.4
(1-5) 上記（h01～h04）以外のもの	83	0.8	0	8	1.7
一時保護の実施事例のうち、在宅指導中に再調査があり虐待の再発が確認された件数	529	4.6	0	42	6.9
一時保護の実施事例のうち、在宅指導中に、虐待再発により再度一時保護ないし施設入所等の措置を採った件数	248	2.1	0	14	2.9

(B)一時保護実施ケースにおける各割合

	(H)一時保 護後に家庭 復帰した 件数	(0)一時保 護後に家庭 復帰した 件数	(H)一時保 護後に家庭 復帰した 件数	(0)一時保 護後に家庭 復帰した 件数
10%未満	2	43	1.5%	32.3%
10～20%未満	0	43	0.0%	32.3%
20～30%未満	0	19	0.0%	14.3%
30～40%未満	0	8	0.0%	6.0%
40～50%未満	1	4	0.8%	3.0%
50～60%未満	3	2	3.8%	1.5%
60～70%未満	10	0	7.5%	0.0%
70～80%未満	20	0	15.0%	0.0%
80～90%未満	41	0	30.8%	0.0%
90～100%未満	25	0	18.8%	0.0%
100%	21	1	15.8%	0.8%
無回答	8	13	6.0%	9.8%
合計	133	133	100.0%	100.0%

(H-1)一時保護後に家庭復帰したケースにおける各割合

	(H-1)一時 保護後に施 設入所等の 措置を経て	(H-2)一時 保護後に施 設入所等の 措置を経て	(H-1)一時 保護後に施 設入所等の 措置を経て	(H-2)一時 保護後に施 設入所等の 措置を経て
10%未満	0	94	0.0%	70.7%
10～20%未満	1	16	0.8%	12.0%
20～30%未満	0	8	0.0%	6.0%
30～40%未満	0	3	0.0%	2.3%
40～50%未満	0	1	0.0%	0.8%
50～60%未満	3	2	2.3%	1.5%
60～70%未満	3	0	2.3%	0.0%
70～80%未満	5	0	3.8%	0.0%
80～90%未満	19	0	14.3%	0.0%
90～100%未満	31	0	23.3%	0.0%
100%	62	0	46.6%	0.0%
無回答	9	9	6.8%	6.8%
合計	133	133	100.0%	100.0%

(H-1)一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰したケースにおける各割合

	(h-1)家庭復 帰と同時に 終了した件 数（在宅指 導なし）	(h-2)在宅 指導中に ケース修管/ 死亡/満年 齢到達によ る	(h-3)在宅 指導→終結 （上記 h2を除く）	(h-4)在宅 指導→係属 中（未結 束）の件数	(h-5)上記 （h2～h 4）以外 のもの	(h-1)家庭復 帰と同時に 終了した件 数（在宅指 導なし）	(h-2)在宅 指導中に ケース修管/ 死亡/満年 齢到達によ る	(h-3)在宅 指導→終結 （上記 h2を除く）	(h-4)在宅 指導→係属 中（未結 束）の件数	(h-5)上記 （h2～h 4）以外 のもの
10%未満	83	106	10	57	105	62.4%	79.7%	7.5%	42.9%	78.9%
10～20%未満	16	8	2	13	8	12.0%	6.0%	1.5%	9.8%	6.0%
20～30%未満	16	2	9	22	2	4.5%	1.5%	6.8%	16.5%	1.5%
30～40%未満	5	2	2	9	0	3.8%	1.5%	1.5%	6.8%	0.0%
40～50%未満	1	0	11	2	2	0.8%	0.0%	8.3%	1.5%	1.5%
50～60%未満	3	1	14	10	1	2.3%	0.8%	10.5%	7.5%	0.8%
60～70%未満	0	0	16	3	0	0.0%	0.0%	12.0%	2.3%	0.0%
70～80%未満	6	0	24	1	0	4.5%	0.0%	18.0%	0.8%	0.0%
80～90%未満	0	0	17	0	1	0.0%	0.0%	12.8%	0.0%	0.8%
90～100%未満	0	0	5	1	0	0.0%	0.0%	3.8%	0.8%	0.0%
100%	2	0	13	3	0	1.5%	0.0%	9.8%	2.3%	0.0%
無回答	11	14	10	12	14	8.3%	10.5%	7.5%	9.0%	10.5%
合計	133	133	133	133	133	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(H-2)一時保護後に施設入所等の措置を経て家庭復帰したケースにおける各割合

	(h-6)家庭 復帰と同時に 終了した件 数（在宅指 導なし）	(h-7)家庭 復帰→在宅 指導中に ケース修管/ 死亡/満年 齢到達によ る	(h-8)家庭 復帰→在宅 指導→終結 （上記 を除く）	(h-9)家庭 復帰→在宅 指導→係属 中（未結 束）の件数	(h-10)上記 （h2～h 9）以外 のもの	(h-6)家庭 復帰と同時に 終了した件 数（在宅指 導なし）	(h-7)家庭 復帰→在宅 指導中に ケース修管/ 死亡/満年 齢到達によ る	(h-8)家庭 復帰→在宅 指導→終結 （上記 を除く）	(h-9)家庭 復帰→在宅 指導→係属 中（未結 束）の件数	(h-10)上記 （h2～h 9）以外 のもの
10%未満	45	41	21	18	44	33.8%	30.8%	15.8%	13.5%	33.1%
10～20%未満	1	1	2	0	0	0.8%	0.8%	1.5%	0.0%	0.0%
20～30%未満	1	5	1	5	2	0.8%	3.8%	0.8%	3.8%	1.5%
30～40%未満	1	3	3	4	0	0.8%	2.3%	2.3%	3.0%	0.0%
40～50%未満	0	0	0	3	2	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%
50～60%未満	1	1	7	4	1	0.8%	0.8%	5.3%	3.0%	0.8%
60～70%未満	0	0	4	4	0	0.0%	0.0%	3.0%	3.0%	0.0%
70～80%未満	0	0	1	1	0	0.0%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%
80～90%未満	1	0	1	1	0	0.8%	0.0%	0.8%	0.8%	0.0%
90～100%未満	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
100%	5	1	13	15	1	3.8%	0.8%	9.8%	11.3%	0.8%
無回答	78	81	77	79	85	58.6%	60.9%	57.9%	59.4%	63.9%
合計	133	133	133	133	133	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(0)一時保護後に家庭復帰していないケースにおける各割合

	(1-1)一時保 護中にケース 移管/死亡/ 満年齢到達 により終結し た事例	(1-2)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-3)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-4)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-5)上記 (0)7-10の 4)以外の もの	(1-1)一時保 護中にケース 移管/死亡/ 満年齢到達 により終結し た事例	(1-2)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-3)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-4)一時保 護後に施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	(1-5)上記 (0)7-10の 4)以外の もの
10%未満	71	73	3	82	58	53.4%	54.9%	2.3%	61.7%	43.6%
10～20%未満	7	5	1	3	5	5.3%	3.8%	0.8%	2.3%	3.8%
20～30%未満	3	4	1	0	4	2.3%	3.0%	0.8%	0.0%	3.0%
30～40%未満	1	2	5	1	10	0.8%	1.5%	3.8%	0.8%	7.5%
40～50%未満	1	0	1	0	3	0.8%	0.0%	0.8%	0.0%	2.3%
50～60%未満	2	0	11	1	2	1.5%	0.0%	8.3%	0.8%	1.5%
60～70%未満	0	1	12	0	5	0.0%	0.8%	9.0%	0.0%	3.8%
70～80%未満	0	0	8	0	0	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
80～90%未満	0	0	5	0	0	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%
90～100%未満	0	0	7	0	0	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
100%	1	1	47	0	0	0.8%	0.8%	35.3%	0.0%	0.0%
無回答	47	32	46	133	46	35.3%	35.3%	24.1%	34.6%	34.6%
合計	133	133	133	133	133	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

一時保護実施ケースにおける各割合（その他）

	在宅指導中 に再通告が あり虐待の 再発が確認 された	在宅指導中 に虐待再 あり虐待の 度一時保護 ないし施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	在宅指導中 に虐待再 あり虐待の 度一時保護 ないし施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例	在宅指導中 に虐待再 あり虐待の 度一時保護 ないし施設 入所等の措 置が採られ、 現在も継続中 の事例
10%未満	61	89	45.9%	66.9%
10～20%未満	22	17	16.5%	12.8%
20～30%未満	19	6	14.3%	4.5%
30～40%未満	7	1	5.3%	0.8%
40～50%未満	2	0	1.5%	0.0%
50～60%未満	3	2	2.3%	1.5%
60～70%未満	0	0	0.0%	0.0%
70～80%未満	0	0	0.0%	0.0%
80～90%未満	0	0	0.0%	0.0%
90～100%未満	0	0	0.0%	0.0%
100%	1	1	0.8%	0.8%
無回答	18	17	13.5%	12.8%
合計	133	133	100.0%	100.0%

<3>個別の援助事例について（ケースワーク調査（パート））

回答事例数

ケース回答数	回答数	割合
0件	21	15.8%
1件	17	12.8%
2件	14	10.5%
3件	81	60.9%
合計	133	100.0%

回答ケースの合計数

288

以降の集計の母集団は、回答ケースの合計数

(1) 事例の概要

1) ①各經過期間

[illegible]

1) ②子どもの年齢

	通告受理時	一時保護 要請時	一時保護 解除時	家庭復帰時	終結時	通告受理時	一時保護 要請時	一時保護 解除時	家庭復帰時	終結時
0歳	35	31	27		12	12.2%	10.8%	9.4%	9.4%	4.2%
1歳	16	16	19	23	19	23	5.6%	8.0%	6.6%	8.0%
2歳	35	35	33	33	17	12.2%	12.2%	11.5%	11.5%	5.9%
3歳	40	37	39	35	35	12.8%	12.8%	13.5%	13.5%	13.9%
4歳	41	42	39	39	40	14.2%	14.6%	13.5%	13.5%	13.9%
5歳	49	50	48	48	47	17.0%	17.4%	16.7%	16.7%	16.3%
6歳	53	52	56	56	48	18.4%	18.1%	19.4%	19.4%	16.7%
7歳	37	5	7	34	7	1.7%	2.4%	11.8%	2.4%	11.8%
8歳	5	5	5	5	14	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%	4.9%
9歳	0	0	0	0	5	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
10歳	1	1	1	1	0	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.0%
11歳	4	3	3	3	2	1.4%	1.0%	1.0%	1.0%	0.7%
12歳	2	2	2	2	3	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	1.0%
13歳	1	1	1	1	1	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
14歳	0	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
15歳	1	1	1	1	1	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
16歳	2	2	2	2	2	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.3%
17歳	0	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%
18歳	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
19歳以上	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無回答	0	5	5	5	3	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.0%
計	288	288	288	288	288	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2) 一時保護は同意によるものか否か

	回答数	割合
1. 同意による一時保護であった	154	53.5%
2. 同意によらない一時保護であった	131	45.5%
無回答	3	1.0%
合計	288	100.0%

3) 当該ケースの通告元となった機関

	回答数	割合
1. 医療機関	31	10.8%
2. 警察	59	20.5%
3. 市区町村	99	34.4%
4. 子どもの所属機関（保育所、学校等）	69	24.0%
5. 近隣	6	2.1%
6. 上記以外	24	8.3%
無回答	0	0.0%
合 計	288	100.0%

4) 子どもの性別

	回答数	割合
1. 男児	169	58.7%
2. 女児	117	40.6%
無回答	2	0.7%
合 計	288	100.0%

5) 主たる虐待者・加害者（MA）

	回答数	割合
実父	107	37.2%
実父・継父	19	6.6%
内縁の夫	27	9.4%
祖父	2	0.7%
実母	157	54.5%
実母・継母	3	1.0%
内縁の妻	1	0.3%
祖母	3	1.0%
その他	18	6.3%
無回答	1	0.3%
ケース数	288	—

5) 主たる虐待者・加害者（MA）：再分類後

	回答数	割合
血縁者	243	84.4%
血縁関係のない保護者	22	7.6%
内縁関係	32	11.1%
その他・不明	12	4.2%
ケース数	288	—

6) 一時保護実施時に同居していた保護者（MA）

	回答数	割合
実父	160	55.6%
実父・継父	18	6.3%
内縁の夫	25	8.7%
祖父	16	5.6%
実母	261	90.6%
実母・継母	6	2.1%
内縁の妻	1	0.3%
祖母	28	9.7%
その他	24	8.3%
無回答	2	0.7%
ケース数	288	—

(2) 援助方針等の決定時に關する事項

1) 当該事例において「リスク要因」として認識したもの

リスク要因：回答/無回答

	①援助方針 決定時	②終結時	①援助方針 決定時	②終結時
回答	287	243	99.7%	84.4%
無回答	1	43	0.3%	15.6%
ケース数	288	288	100.0%	100.0%

	①援助方針決定時にリスク要因と認識				①援助方針決定時にリスク要因と認識せず			
	回答数	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識	認識せず として認識	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識
1 過去に子ども自身が保護・救済を求めていることがある	14	5	9	35.7%	64.3%	273	0	273
2 過去に生命に危険な行為がなされたことがある	22	14	8	63.6%	36.4%	265	1	264
3 過去に新旧習在した傷や入浴歴が見られた	24	11	13	45.8%	54.2%	263	0	263
4 虐待に起因している可能性がある怪我が観察できる状態である（打撲、火傷など）	158	13	145	8.2%	91.8%	129	0	129
5 子どもに行動上の問題が見られる	84	57	27	67.9%	32.1%	203	7	196
6 彼たる虐待としてマレグレトが見られる	3	0	3	0.0%	100.0%	284	0	284
7 保護者への拒否感、恐れ、おひえ、不安	57	14	43	24.6%	75.4%	230	1	229
8 保護者への拒否感、恐れ、おひえ、不安	69	6	63	8.7%	91.3%	218	0	218
9 子どもの面接場面での様子（例：無表情、表情が強い、體的、身体の高張、過度のスキンシップを求める 等）	34	5	29	14.7%	85.3%	253	0	253
10 未熟児、障害児である	25	24	1	96.0%	4.0%	262	5	257
11 乳幼児である	185	153	32	82.7%	17.3%	102	0	102
設問回答数	287	—	—	—	—	—	—	—

	①援助方針決定時にリスク要因と認識				①援助方針決定時にリスク要因と認識せず			
	回答数	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識	認識せず として認識	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識
1 保護者が子どもと一緒にいることを嫌がる	17	2	15	11.8%	88.2%	270	0	270
2 保護者の、このままでは何をしますかわからない「殺してしまいたい」などの訴え	22	1	21	4.5%	95.5%	265	0	265
3 保護者が過去に自分が行った虐待の認識・自覚がない	78	17	61	21.8%	78.2%	209	2	207
4 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱	101	31	70	30.7%	69.3%	186	0	186
5 子どもに対する拒否的感情・態度が見られる	31	4	27	12.9%	87.1%	256	1	255
6 養育態度・知識の問題（例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足 等）	148	34	114	23.0%	77.0%	139	0	139
7 保護者の性格特性に問題がある（例：衝動的、攻撃的、未熟性等）	145	68	77	46.9%	53.1%	142	3	139
8 現在あるいは過去に保護者のアルコール・薬物等の問題がある（あった）	12	5	7	41.7%	58.3%	275	2	273
9 保護者の生育歴（例：被虐待歴、愛されなかった里い 等）	93	66	27	71.0%	29.0%	194	2	192
10 公的機関等からの援助に対して拒否的あるいは改善が見られない、改善するつもりがない	45	10	35	22.2%	77.8%	242	0	242
11 住居間に特定妊婦のケースとして取り扱われた	16	11	5	68.8%	31.3%	271	2	269
設問回答数	287	—	—	—	—	—	—	—

	①援助方針決定時にリスク要因と認識				①援助方針決定時にリスク要因と認識せず			
	回答数	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識	認識せず として認識	リスク要因 として認識	認識せず として認識	②終結時 として認識
1 家族・同居者間の暴力（DV等）、不和	78	16	62	20.5%	79.5%	209	0	209
2 家族状況が不安定、または家族の状況が変わった、もしくは変わったばかりである（保護者の死亡、失踪、離婚、妊娠、出産、ひとり親家庭 等）	103	60	43	58.3%	41.7%	184	4	180
3 社会的孤立（孤立化、親族との関係不良（対立・過干渉・応援なし） 等）	63	26	37	41.3%	58.7%	224	0	224
4 生活環境が不衛生である	12	3	9	25.0%	75.0%	275	1	274
5 経済苦（失業・不登校等、経済苦、多額の借金、生活保護の受給 等）	36	17	19	47.2%	52.8%	251	1	250
6 転居を繰り返す	10	5	5	50.0%	50.0%	277	1	276
7 過去の介入（例：福祉の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴 等）	97	78	19	80.4%	19.6%	190	0	190
設問回答数	287	—	—	—	—	—	—	—

(3) 当該事例で行った支援や終結に関する事項

1) 当該事例において、実施した支援 (MA)

	回答数	割合
措置にらない指導	助言指導	38 13.2%
	継続指導	165 57.3%
	多機関あつせん	14 4.9%
	児童福祉司指導	116 40.3%
措置による指導	市区町村指導	5 1.7%
	児相家庭支援センター指導	1 0.3%
	その他の措置による指導	3 1.0%
		9 3.1%
訓戒、契約措置		19 6.6%
上記以外の支援		0 0.0%
無回答		288 -
ケース数		-

2) 当該事例において、家庭復帰の段階で、当初感じていた当該ケースにおける課題はどの程度解消されていたか

	回答数	割合
1.課題と思われていたものは完全に解消されていた	25	8.7%
2.課題と思われていたものはほぼ解消されていた	114	39.6%
3.課題と思われていたものは一部解消されずには残っていたが、家庭復帰可能な範囲と判断した	146	50.7%
無回答	3	1.0%
合計	288	100.0%

3) 終結に至るまでに、当該事例において、虐待再発により一時保護を2回以上行ったか

	回答数	割合
1.はい	11	3.8%
2.いいえ	276	95.8%
無回答	1	0.3%
合計	288	100.0%

一時保護の回数

	回答数	割合
2回	9	3.1%
3回	1	0.3%
4回	0	0.0%
5回以上	0	0.0%
無回答	278	96.5%
合計	288	100.0%

4) 当該事例において見られた特徴 (ストレングスや強み) としてあてはまるもの

ストレングスや強み：回答/無回答

	①援助方針決定時 決定期	②終結時 決定期	①援助方針 決定期	②終結時 決定期
回答	286	286	99.3%	99.3%
無回答	2	2	0.7%	0.7%
ケース数	288	288	100.0%	100.0%

A 経過について

	①援助方針決定時にストレングス(STR)や強みとして認識 回答数	②終結時 STR-強み として認識 回答数	①援助方針決定時にストレングス(STR)や強みとして認識 件数	②終結時 STR-強み として認識 件数	①援助方針決定時にストレングス(STR)や強みとして認識 割合	②終結時 STR-強み として認識 割合
状況：児童相談所の提示した再発防止のための提案（親子関係再構築のための計画含む）を受け入れ、経過が良好である	193	184	9	95.3%	4.7%	73.1%
ケース数	286	-	286	-	-	26.9%

B 子どもについて

B 子どもについて		①援助方針決定時にストレス(STR)を強みとして認識				①援助方針決定時にストレス(STR)を強みとして認識			
		②終結時		②終結時		②終結時		②終結時	
		回答数	STR・強みとして認識	認識せず	STR・強みとして認識	認識せず	件数	STR・強みとして認識	認識せず
1	家庭療育の希望：保護者と一緒にいることを子ども自身が望んでいる（あるいはそのように理解できる）	186	182	4	97.8%	2.2%	100	63	37.0%
2	保護者への思い、愛情：保護者に対する恐怖心はなく、安心・安定した自然な接触ができる	134	131	3	97.8%	2.2%	152	75	50.7%
3	健康・発育の思い、愛情：発達が目途にある	146	141	5	96.6%	3.4%	140	115	17.9%
4	対人関係、情緒の安定：主たる保護者との関係やその他の者の対人関係、集団適応に問題はなく、情緒面は安定している	108	101	7	93.5%	6.5%	178	55	123
5	リスク回避能力：虐待の再発等危険状況にあるとき、相違するなとして危険回避ができる	43	42	1	97.7%	2.3%	243	35	208
	ケース数	286	—	—	—	—	286	—	—

C 保護者について

C 保護者について		①援助方針決定時にストレンuous(STR)と強みとして認識				②最終結請				③援助方針決定時にストレンuous(STR)と強みと認識せず				
		回答数	STR・強み として認識	認識せず	STR・強み として認識	認識せず	件数	STR・強み として認識	認識せず	STR・強み として認識	認識せず	件数	STR・強み として認識	認識せず
1	引取りの希望：子どもと一緒にいることを保護者自身が望んでいる	261	252	9	96.6%	3.4%	25	17	8	68.0%	32.0%			
2	加害行為を認めていること：加害行為を行った事実を認めている	197	192	5	97.5%	2.5%	109	19	70	21.3%	78.7%			
3	加害行為を認めていること：加害行為が不適切な養育であると認識し、問題解決に取り組んでいる	177	174	3	98.3%	1.7%	89	63	46	57.9%	42.1%			
4	子どもの立場に立つた見方：子どもの立場や気持ちをくみ取り、とがでる	49	48	1	98.0%	2.0%	237	83	154	35.0%	65.0%			
5	子どものコントロール：子どもへの怒りや衝動を適切にコントロールできる	50	49	1	98.0%	2.0%	236	237	142	39.8%	60.2%			
6	身体的安全：精神的に安定している（必要に応じて医療機関とのかかりがきめる）	94	91	3	96.8%	3.2%	192	71	121	37.0%	63.0%			
7	養育の知識・技術：子どもとの年齢、発達あるいは場面に応じ、適切な養育ができる	51	51	0	100.0%	0.0%	235	94	141	40.0%	60.0%			
8	児童相談所との協力関係：児童相談所と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	159	156	3	98.1%	1.9%	127	84	44	65.4%	34.6%			
9	関係機関との協力関係：児童相談所以外の関係機関と良好な相談関係が持て、協力関係が持てる	129	127	2	98.4%	1.6%	157	93	64	59.2%	40.8%			
	ケース数	286	—	—	—	—	286	—	—	—	—	286	—	—

D 家庭環境について

D 家庭環境について		①援助方針決定時にストレンギズ(STR)や強みとして認識				②最終時				③援助方針決定時にストレンギズ(STR)や強みとして認識			
		回答数	STR・強み として認識	認識せず として認識	STR・強み として認識	認識せず として認識	件数	STR・強み として認識	認識せず として認識	STR・強み として認識	認識せず として認識	STR・強み として認識	認識せず として認識
1	地域、近隣における孤立、トラブル：近隣から必要ときに援助が得られる	34	34	0	100.0%	0.0%	252	37	215	14.7%	85.3%		
2	保護者の関係性：世帯（同居している者の中）に協力して養育に取り組める者がいる	94	90	4	95.7%	4.3%	192	146	46	76.0%	24.0%		
3	親族との関係性：親族から必要に応じて援助が得られる	119	119	0	100.0%	0.0%	167	160	7	95.9%	4.1%		
4	生活基盤の安定：経済安定、住環境面で生活基盤が安定的に確保されている	150	149	1	99.3%	0.7%	136	39	97	28.7%	71.3%		
5	子ども心理的居場所：家族関係が良好で、家庭内に子ども心理的居場所がある	87	86	1	98.9%	1.1%	199	92	107	46.2%	53.8%		
	ケース数	286	—	—	—	—	286	—	—	—	—	—	—

E 市区町村との連携について

E 市区町村との連携について					
	①援助方針決定時にスポンサ(STR)や強みとして認識		②終結時		①援助方針決定時にスポンサ(STR)や強みとして認識せず
	回答数	STR・強みとして認識	STR・強みとして認識せず	STR・強みとして認識	
市区町村の支援：市区町村の支援につなげることができる	127	126	1	99.2%	0.8%
ケース数	286	—	—	—	—
				159	85
				74	53.5%
				46.5%	—

F 地域について

		F 地域について						①援助方針決定時にストロングス(STR)や強みとして認識				②終結時				③援助方針決定時にストロングス(STR)や強みとして認識せず			
		回答数	STR-強み として認識	認識せず	STR-強み として認識	認識せず	STR-強み として認識	認識せず	件数	STR-強み として認識	認識せず	STR-強み として認識	認識せず	件数	STR-強み として認識	認識せず	STR-強み として認識	認識せず	
1	地域の受入れ体制：ネットワークの支援体制が形成できている	127	125	2	98.4%	1.6%	159	91	68	57.2%	42.8%								
2	地域の支援機能：支援の中心となる機関がある	136	133	3	97.8%	2.2%	150	95	55	63.3%	36.7%								
	ケース数	286	—	—	—	—	286	—	—	—	—	—	—	286	—	—	—	—	

5) 上記「4)」で回答した変化が起きた理由

		回答数	割合
1	世界構図に変化があった	68	23.6%
2	保護者の精神的な状態が安定した	99	34.4%
3	居住との支援関係が良好であった（良好になった）	167	58.0%
4	市町村を含む関係機関との支援関係が良好であった（良好になった）	121	42.0%
5	子どもへの支援プログラムが効果をあげた	17	5.9%
6	保護者への支援プログラムが効果をあげた	61	21.2%
7	世界の抱える経済的ニーズが充足されるようになった	24	8.3%
8	居住と関係機関との間で意思疎通がうまくいった（いくようになった）	74	25.7%
9	居住内での意思疎通がうまくいった（いくようになった）	13	4.5%
10	親族などの新しい支援資源が利用可能になった	107	37.2%
11	上記にあてはまらないもの	34	11.8%
12	よくわからないがリスクや危険因子が解消された	5	1.7%
無回答		4	1.4%
ケース数		288	—

相関分析の結果（援助方針決定時のリスク要因×ストレスレベルの変化（発生）：相関係数行列）

[illegible]

謝辞

本調査研究事業の実施に際して、児童相談所における要保護児童等の援助事例に関するアンケート調査においてご協力いただいた児童相談所の皆様、また、ヒアリング調査においてご協力いただいた児童相談所の皆様に心より感謝申し上げます。

さらに、本調査研究事業の検討委員会の委員としてご協力賜りました委員の皆様におかれましては、調査設計や分析・考察、報告書の作成に至るまで、専門的見地からの確なご助言をいただき心より感謝申し上げます。

免責事項

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社並びにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）並びに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファーム並びに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務等に関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた有限責任監査法人トーマツ（以下、「当法人」）が提供したものであり、保証業務として実施したものではありません。

本調査研究報告書を受領または閲覧する名宛人（本調査研究報告書に関して当法人へ採択事業者の通知をしている機関）以外の方（以下、「閲覧者等」）は、例外なく本調査研究報告書に記載される事項を認識し了解したものとみなされます。

1. 本調査研究報告書は、厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業として、厚生労働省子ども家庭局長より採択を受けた当法人が提供したものであり、閲覧者等に対して注意義務または契約上の義務を負って実施されたものではないこと。従って、当法人は、本調査研究報告書及び本調査研究報告書に関連する業務に関して、閲覧者等に対して裁判上または裁判外を問わずいかなる義務または責任も負わないこと。
2. 本調査研究報告書には、閲覧者等が理解し得ない情報が含まれ、また、閲覧者等が必要とする情報が必ずしも網羅されていない可能性があること。なお、本調査研究報告書に記載されている以外の情報が名宛人に伝達されている可能性があること。
3. 閲覧者等は、本調査研究報告書を受領または閲覧によって本調査研究報告書に依拠する権利及びこれを引用する権利を含むいかなる権利も取得しないこと。閲覧者等は本調査研究報告書に記載された一定の前提条件・仮定及び制約について受容するとともに閲覧者等による本調査研究報告書の利用及び利用の結果に関する全ての責任を閲覧者等自身が負うこと。
4. 閲覧者等は、当法人及びその役員、社員、職員等に対して本調査研究報告書を受領または閲覧に関連して閲覧者等に生じるいかなる損害や不利益についてもその賠償請求を行わず、また、いかなる権利の行使も行わないこと。

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

**児童相談所における要保護児童等の援助事例の
実態に関する調査研究**

令和5年（2023年）3月 発行
編集・発行 有限責任監査法人トーマツ